

第2次京丹後市地域福祉計画

～ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後～

【案】

平成23年10月

京丹後市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格と位置付け	1
3 計画の期間.....	2
4 計画策定における体制	2
(1) 計画策定委員会の設置	2
(2) 支え合いの地域づくり推進委員会の設置	2
(3) 計画づくりへの市民の参加	3
第2章 計画の基本理念	4
第3章 京丹後市の現状と課題.....	5
1 各種統計からみた人口構成などの状況.....	5
(1) 人口・世帯数の推移と高齢化の状況.....	5
(2) 少子化の状況	6
(3) 障害のある人の状況.....	7
2 地域福祉の現状と課題	8
(1) 地域で助けあえる担い手がほしい.....	8
(2) 住民交流を図り、地域の付き合いを深める	11
(3) 地域のみんなが福祉の大切さを理解する	12
(4) 災害時の不安解消や緊急時の対応が大切	14
(5) 地域の防犯を強めたい.....	17
(6) わかりやすくきめ細かな情報がほしい.....	19
(7) 満足いく福祉サービスのための支援体制が必要	21
(8) 孤独感を解消するために地域サロン活動を充実する.....	23
(9) ふれあえる場がほしい（場所の確保）	24
(10) 気軽に相談できる窓口がほしい.....	26
(11) 日常生活に不便のない移動手段がほしい.....	28
(12) 誰もが安心して活動できる環境がほしい.....	29

第4章 計画推進のための基本目標	30
1 第1次計画の成果と課題	30
(1) 基本目標ごとの成果と課題	30
(2) 支え合いの地域づくり推進委員会での施策検討	30
(3) 福祉の総合相談窓口（ワンストップサービス※ ⁵ ）の推進	31
2 推進のための基本目標	32
3 第2次京丹後市地域福祉計画体系図	35
第5章 目標達成のための取り組みの方向	36
基本目標1 支えあいの人づくり	36
基本目標2 安心・安全な仕組みづくり	42
基本目標3 ふれあいの場所づくり	51
基本目標4 自立を支える環境づくり	56
第6章 計画の推進に向けて	61
1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進	61
2 社会福祉協議会との協働	61
3 計画の推進状況の把握	61
用語解説	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急激に進行する中、子どもや高齢者への虐待、高齢者の孤独死、青少年の犯罪、いじめなど様々な社会問題が多くなっています。また、景気の長期低迷を背景に、若年層の雇用環境では、長期化する就職難や定職を持たないニートやフリーターと呼ばれる人が増加するなど、雇用不安も問題となっています。

このような状況の中で、助けあい、支えあう地域や家族のきずなが希薄になり、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯をはじめとする市民のニーズも多様化、複雑化してきています。

本市では、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成19年3月に「京丹後市地域福祉計画～ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後～」を策定し、地域の様々な生活課題に地域全体で取り組む体制づくりを進めてきました。

この間、福祉における各分野では度重なる制度改正が行われ、高齢者福祉では地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の推進、障害者福祉では障害のある人が地域で生活していく仕組みづくり、児童福祉では子育て支援事業をはじめとした地域における子育て支援などの様々な取り組みが進められています。このように、個別分野において地域ケアの推進や地域との連携を事業として進めており、各取り組みを進めていく上で、市民により身近な立場で行われている、地域における福祉活動との連携が一層必要となってきました。

そこで、本市では社会福祉協議会をはじめ、関係機関各種団体、自治会（区）などとの連携・協働^{※1}を図り、地域福祉を取り巻く現状をふまえ、市民などの参加を得て、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域福祉」を進めるために、計画の改定を行います。

2 計画の性格と位置付け

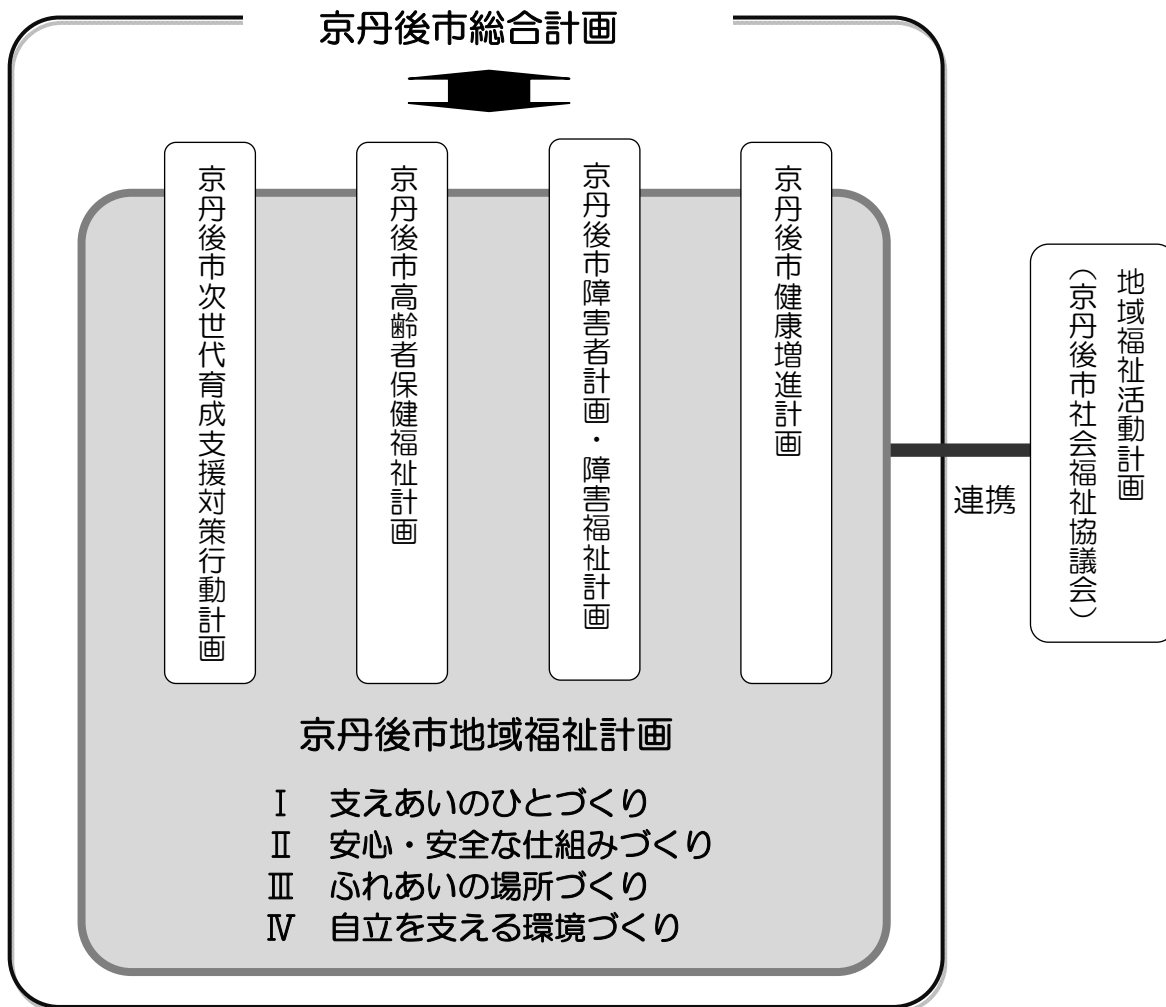
本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。なお、平成15年12月に策定された京都府地域福祉支援計画と連携するものです。

本計画は、第1次京丹後市総合計画の地域福祉分野の基本計画として位置付けます。また、他の福祉分野のそれぞれの計画との整合性および連携を図りながら計画を策定しています。

計画の内容は、地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示すものであり、誰もが地域の中で安心して暮らせるように地域ぐるみの取り組みや市の支援策についてまとめており、市民、福祉事業者、行政などが協働により推進していく上での指針となります。

※「※」の印のある語句は資料編に用語解説を載せています。なお、計画書内に最初に出ている箇所にのみ印をつけています。

【京丹後市地域福祉計画の位置付け】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの5か年とし必要に応じ見直します。

4 計画策定における体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、公募委員、福祉関係者、学識経験者などの委員と顧問で構成する「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」を設置し、更にその委員会を構成する部会の1つである「地域福祉部会」を設け、社会福祉協議会職員の出席の下、計画の見直しに取り組みました。

(2) 支え合いの地域づくり推進委員会の設置

地域で誰もがお互いに助けあい、支えあって暮らせる地域づくりを目指し、平成 20 年 2 月に市民が中心となって地域福祉計画の具体的施策を検討する「支え合いの地域づくり推進委員会」を立ち上げました。同委員会では、第1次計画の推進状況について把握するとともに、施策の充実や見直しについて協議した結果を本計画に反映しました。

(3) 計画づくりへの市民の参加

計画策定の過程において、幅広い市民の現状評価とニーズを把握し、計画に反映していくため、アンケート調査の実施、地域福祉懇談会の開催などにより、市民参加を図ってきました。これらの実施にあたっては、単にデータを収集するのではなく、地域福祉に対する市民の意識啓発や地域の生活課題を解決する動機付けとなるよう努めました。

① アンケート調査の実施

「地域福祉に関するアンケート調査」は、京丹後市にお住まいの20歳以上の方2,000人を対象に行ないました。

実施期間：平成22年12月1日～12月28日

調査方法：調査票による記入方式で、郵送による配布・回収

調査票配布・回収の状況

	配布数	回収数	回収率(%)
峰山	431	214	49.7
大宮	347	176	50.7
網野	477	236	49.5
丹後	221	113	51.1
弥栄	172	81	47.1
久美浜	352	176	50.0
不明		2	
計	2,000	998	49.9

② 福祉事業者アンケート調査の実施

「地域福祉に関する福祉事業者アンケート調査」は、高齢者関係の事業者8事業者、障害者関係の事業者8事業者の計16事業者に配布し、9事業者から調査票を回収しました。

実施期間：平成23年6月10日～6月30日

調査方法：調査票による記入方式で、郵送による配布・回収

③ 地域福祉懇談会の開催

地域福祉の担い手となる住民自身が、主体的に地域について考え、まちづくりに参画していくきっかけづくりとして、計画策定の過程において地域福祉懇談会を開催しました。

地域福祉懇談会の開催場所等

地区名	開催場所	開催日	参加人数
峰山西地区	高齢者いきいき創造センター	H23.6.6	19名
大宮第三小学校区	五十河基幹集落センター	H23.6.21	30名
網野町島津連合区	島津連合区事務所	H23.6.2	19名
丹後町下宇川地区	中浜公民館（中浜市民センター）	H23.5.25	17名
弥栄町吉野小学校区	堤公民館	H23.5.18	14名
久美浜町二区	久美浜婦人センター	H23.6.9	28名

第2章 計画の基本理念

第1次計画においては、「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後」を基本理念とし、取り組みを進めてきました。

第2次計画の策定にあたって、本市の目指す将来像を具体化するため第1次計画の基本理念を受け継ぎ、取り組みを進めていくものとします。

急激な少子高齢化の進行、未曾有の大災害による災害対策、防犯対策の意識が高まる中、いつまでも安心・安全、健康で輝き続け、共に生き、支えあい、助けあう社会づくりを具現化するためには、引き続き、市民一人ひとりの地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の積極的な参画と活動のネットワークを広げていく必要があります。

そのため、第1次計画において掲げた、子ども、高齢者、障害のある人たちをはじめ、誰もが地域社会の一員として、ふれあい、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができるようなまちづくりを、引き続き進めていきます。さらに、愛情溢れる思いやりの心がみんなに育まれ、誰一人として置き去りにしない地域社会の実現を目指します。

<参考>

第1次京丹後市総合計画では、保健、医療、福祉分野において、基本理念の一つに安心力「ともに支えあい、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりを目指します」を唱え、基本方針として「生きる喜びを共有できる健やか安心都市」としています。

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち
京 丹 後

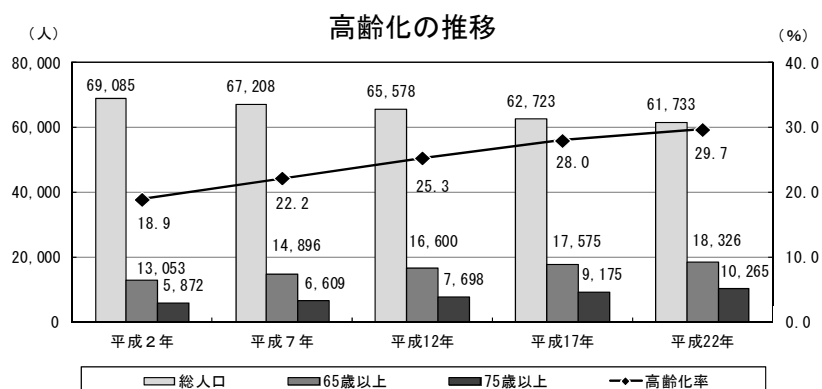
第3章 京丹後市の現状と課題

1 各種統計からみた人口構成などの状況

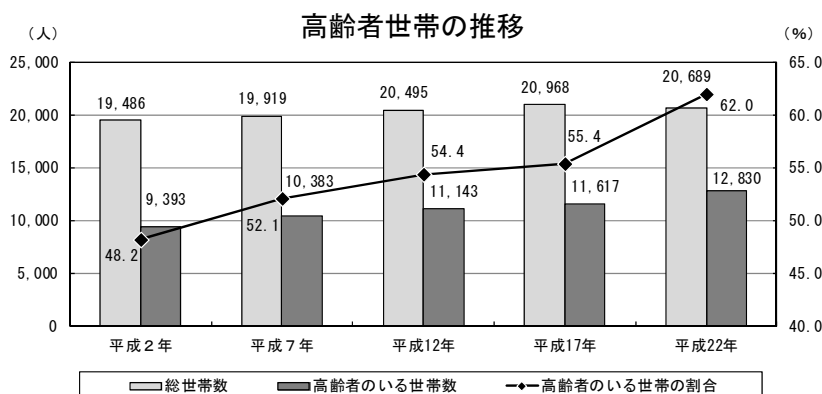
(1) 人口・世帯数の推移と高齢化の状況

本市の総人口は平成2年の69,085人から減少傾向にあり、平成22年は61,733人となっています。「65歳以上」の人口については、昭和60年以降増加傾向が続き、平成22年には18,326人となっています。特に後期高齢者(75歳以上)については急激な伸びをみせており、平成22年には10,265人と平成2年時点の約2倍となっています。高齢化率も平成2年18.9%から平成22年は29.7%と高くなり、年々65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。こうした高齢化は今後も続き、いわゆる団塊の世代すべてが65歳を超える平成27年には本市の高齢化率は34.6%となることが予想され、全国(26.9%)、京都府(27.5%)と比べても高い割合で推移することがうかがえます。こうした中、高齢者が安心・安全に住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、あらゆる地域資源が連携した地域包括ケアのあり方を構築する必要があります。

世帯状況の推移をみると、家族形態の多様化などを背景に平成17年までの「総世帯数」は増加を続けていましたが、平成22年には減少に転じ、20,689世帯となっています。「高齢者のいる世帯数」についても増加傾向が続いており、平成22年には総世帯に占める割合が62.0%(12,830世帯)となっています。



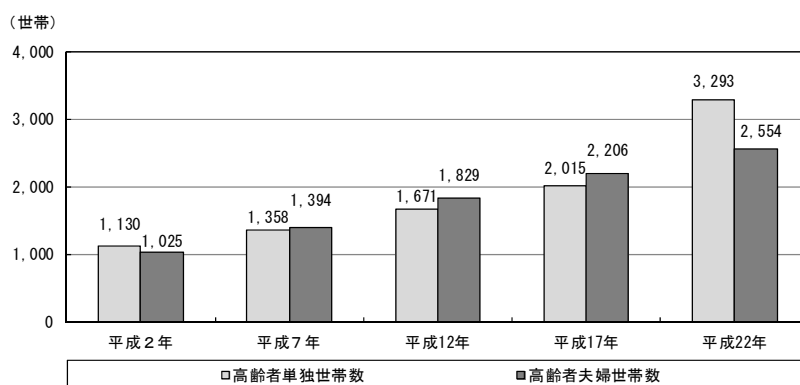
資料：国勢調査、平成22年のみ住民基本台帳（10月1日末現在）



資料：国勢調査、平成22年のみ総世帯数は国勢調査速報値・高齢者のいる世帯数は住民基本台帳（10月1日現在）

「高齢者単独世帯」、「高齢者夫婦世帯」（夫婦ともに 65 歳以上の世帯）についても、ともに増加傾向にあり、「高齢者単独世帯」の平成 2 年は 1,130 世帯であったのが、平成 22 年は 3,293 世帯、「高齢者夫婦世帯」は 1,025 世帯が 2,554 世帯となっています。今後、団塊世代の高齢化により、「高齢者のいる世帯数」「高齢者単独世帯数」「高齢者夫婦世帯数」の増加は一層進むものと予想されることから、地域での見守り活動や要援護者の把握など、地域住民と連携しながら対応していくことが必要と考えられます。

高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯の推移



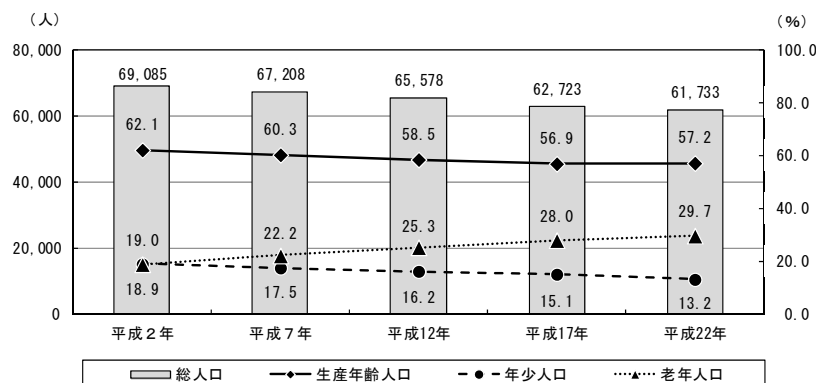
資料：国勢調査、平成 22 年のみ住民基本台帳（「高齢者単独世帯」は 4 月 1 日現在、「高齢者夫婦世帯」は平成 23 年 9 月 15 日現在）

（２）少子化の状況

本市の年齢別人口構成比率をみると、老年人口（65 歳以上）は平成 2 年（18.9%）から平成 22 年（29.7%）までの間で 10.8 ポイント増加している一方で、年少人口（15 歳未満）は平成 2 年（19.0%）から平成 22 年（13.2%）で 5.8 ポイント減少していることから、少子高齢化の現象が顕著に現れています。

平成 17 年の国勢調査における年少人口比を全国、京都府と比較すると、本市が 15.1%であるのに対し、全国 13.7%、京都府 13.0%と上回っています。しかし、本市において少子化は明らかに進んでおり、更に、晩婚化や未婚率の上昇、経済状況などから、今後も少子化傾向が続くと予想されます。

人口構成比の推移



資料：国勢調査、平成 22 年のみ住民基本台帳（10 月 1 日現在）

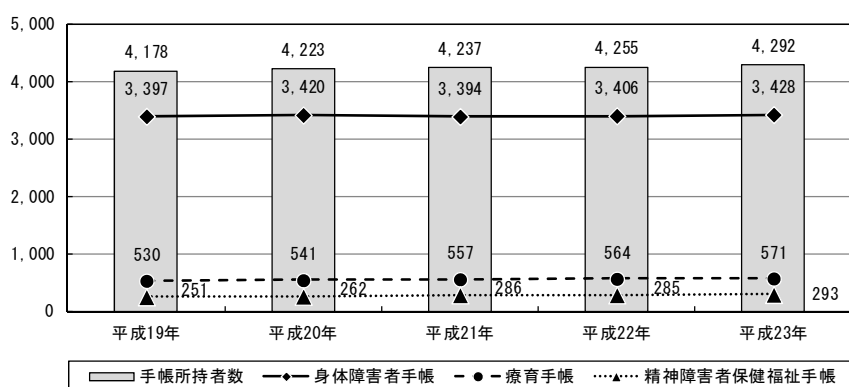
(3) 障害のある人の状況

本市の障害者手帳所持者数の推移をみると全体的には微増傾向にあり、平成 19 年は 4,178 人であったのが、平成 23 年は 4,292 人と4年間で 114 人増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、微増傾向で推移しています。一方、療育手帳所持者数の推移をみると増加傾向にあり、平成 23 年は 571 人となっており、平成 19 年と比較し 41 人の増加となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみても増加傾向にあり、平成 23 年は 293 人と平成 19 年と比較し 42 人の増加となっています。

今後も必要に応じた支援策の充実に努めるとともに、地域福祉の視点にもとづき、住みなれた地域で障害のある人一人ひとりに応じた自立と共生の社会づくりが求められています。

障害者手帳所持者数の推移



資料：京丹後市障害者福祉課 各年4月1日現在



2 地域福祉の現状と課題

地域福祉の現状を把握するために行ったアンケート調査や地域福祉懇談会などから、本市における様々な地域福祉の現状と課題が明確になりました。

本市は広域であり、各地区の抱える現状と課題には違いがありますが、第2次計画においても、本市の福祉の現状と課題を第1次計画と同様に分類し、アンケート調査や地域福祉懇談会の内容から経年比較などを行いました。

(1) 地域で助けあえる担い手がほしい

現状

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加しており、ボランティアの登録者数は、近年は下記のとおりとなっています。

社会福祉協議会事業報告書より登録ボランティア数(延人数)

(単位:人)

	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年 8 月末
一般	2,354	2,108	2,288	2,205	1,943	1,979
災害	—	—	—	10	347	386
福祉委員	566	568	585	592	609	616
雪おろし 雪すかし	44	36	12	33	313	—
合計	2,964	2,712	2,885	2,840	3,212	2,981

市民の意識をアンケート調査でみると、「ボランティアへの参加状況」では、現在または過去にボランティアの経験がある人は平成 17 年では 33.4%、平成 22 年では 34.6%、経験はないが今後ボランティア活動への参加意欲がある人はそれぞれ 27.7%、27.2%となっています。

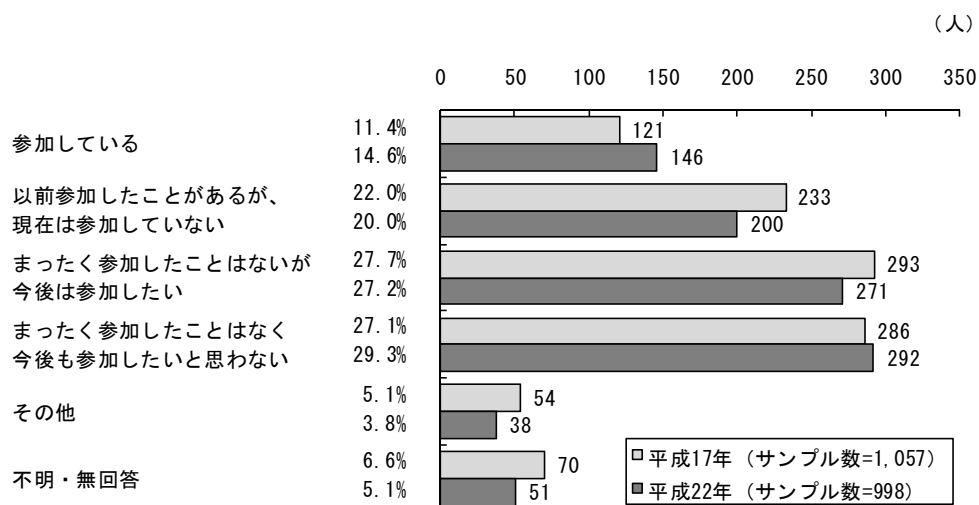
一方、参加したことがなく、今後も参加したいと思わないという人もそれぞれ 27.1%、29.3%となっており、平成 22 年は平成 17 年に比べて 2.2 ポイント増加しています。

アンケート調査による「ボランティア参加への理由」については、「自分自身のためになる」が平成 17 年では 20.6%、平成 22 年では 21.0%ともに最も高く、次いで、平成 17 年では「支えあいのあるまちをつくるため」「福祉に関心がある」「活動自体が楽しくて、喜びが感じられるから」、平成 22 年では「支えあいのあるまちをつくるため」「活動自体が楽しくて、喜びが感じられるから」「仲間がふえる」となっています。

前回調査と同じ理由が上位にあがっている中で、活動に対して楽しみや仲間がふえることを理由に活動へ参加していることから、ボランティア活動の中で、喜びや人とのつながりを見出していることがうかがえます。

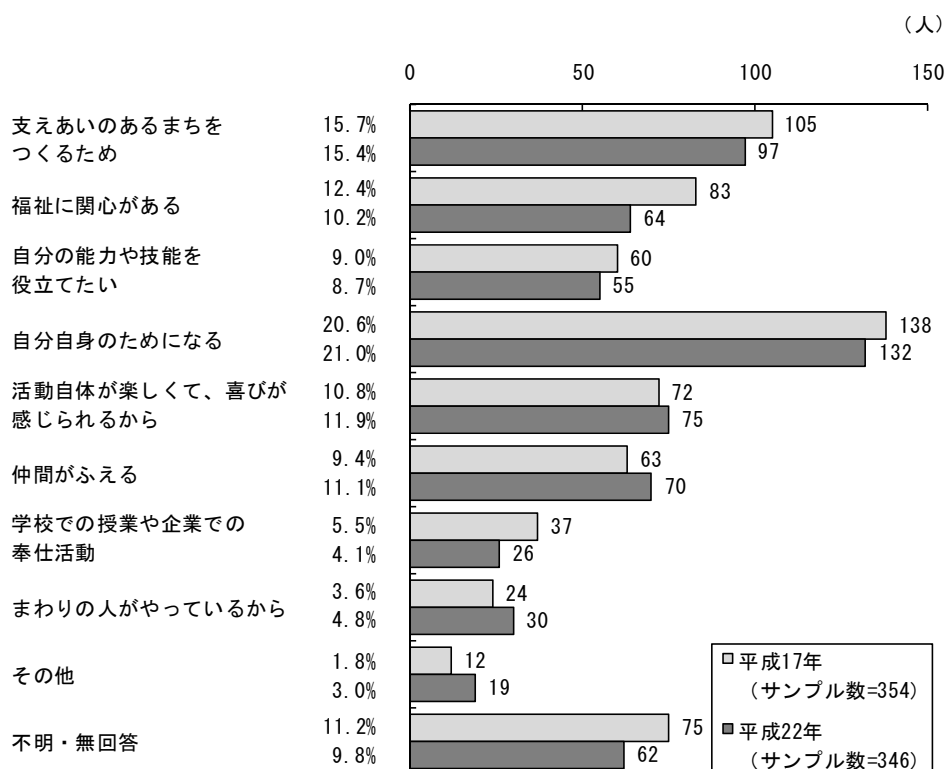
(アンケート調査より)

図表 「ボランティアへの参加状況」について



(アンケート調査より)

図表 「ボランティア参加への理由」について



(懇談会より)

- ・最近では地域でのつながりを持つという機運が出てきている。
- ・福祉委員になり、家を一軒一軒回っていると地区のことがわかり、自分自身の収穫になった。
- ・福祉委員など地区の次の担い手がいらない。なぜ、担い手になってもらえる人が地域にいないのかを考えていく必要がある。
- ・区の役員など、一人の人が多くの役職を抱え負担となっている。

- ・ 婦人会やその他団体などでは、同じ人がたくさんの役職を受けている。そうした人の大変さを理解しないといけない。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・ 老人会で日ごろから顔を合わせ、会話をすることが、孤独を防ぎ安心の生活につながる。
- ・ ボランティアをしたい気持ちがあっても、自分に余裕がないとなかなかできない。
- ・ 日々の生活が、仕事場と家の往復、子育てでボランティアなどの時間がない。子どもと一緒に参加できるボランティアがあれば出掛けやすいかもしれない。
- ・ 団塊の世代にもっと頑張ってもらいたい。世の中を広く見る柔軟で理知的なリーダーが欲しい。

(福祉事業者アンケートより)

- ・ マンパワーの確保が大きな課題となっている。人材の確保、人件費のコストの問題などが大きなネックとなっている。
- ・ 高齢化により次の世代の担い手がいない。
- ・ 高齢者介護サービスを担う若い職員が不足している。
- ・ 施設内の各種行事・イベントなどのスタッフとしてボランティアを募集しているが、参加申し込み者が非常に少ない。

課題

だれもがボランティア活動に参加できるよう工夫し、引き続き、情報発信についても充実を図り、参加したいと思わなかった人も進んで参加できる体制を整えることや、地域のボランティアや地域福祉の担い手を育成することが課題です。

また、福祉の現場では、マンパワーの確保が大きな課題です。高齢化社会が進行する中で、福祉サービスの需要はますます大きくなっており、そのためにも職員の質の向上や待遇改善を行うだけでなく、地域と連携して地域を支える担い手づくりが重要です。

(2) 住民交流を図り、地域の付き合いを深める

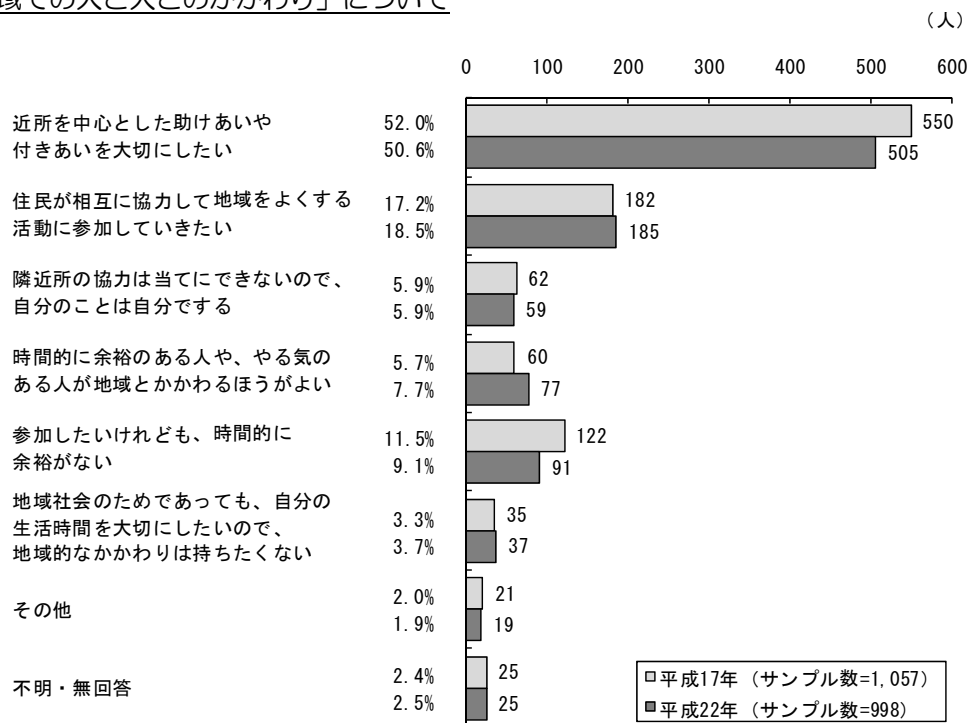
現状

アンケート調査によると「地域での人と人とのかかわり」については、「近所を中心とした助けあいや付き合いを大切にしたい」が平成 17 年では 52.0%、平成 22 年では 50.6% ともに最も高く、次いで、平成 17 年、平成 22 年ともに「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」「参加したいけれども、時間的に余裕がない」となっています。

地域での人と人とのかかわりについては、前回調査と同様に、近隣住民との助けあいや協力をしたいと思っている人が多いことから、地域において交流機会や協働の取り組みを充実させる必要があります。

(アンケート調査より)

図表 「地域での人と人とのかかわり」について



(懇談会より)

- ・地元の人と他地域から入ってきた人との交流ができていない地域がある。
- ・あいさつができる子どもを地域で育てていくことがこれからは重要。
- ・子どもの数が少ないため、世代間交流をしてもさみしい。

（アンケート調査の自由記入欄より）

- ・日々の生活の中で、お互いの見守りが大切だと思う。
- ・近所のコミュニケーションが少なくなっている。
- ・日常のあいさつが大切。最近の子どもたちがあいさつをしなくなったというのは、教育の責任だけでなく、大人たちの日常でのあいさつのやり取りをあまり見ていないからだと思う。
- ・新興住宅地では、周囲が共働き夫婦ばかりで「つながり」を持つことが難しい。

（福祉事業者アンケートより）

- ・住民自ら参加することによる地域づくりが課題である。
- ・地域行事などによる住民同士の交流が不足している。
- ・住民同士のつながりが希薄になっている。

課題

近所付きあい、住民の交流、地域活動などは、地域福祉の取り組みを進める上で活動の土台となるものです。引き続き、近所付きあい、地域の助けあいなど、プライバシー保護に配慮しながら、今後一層交流の拡大を図り、顔見知りの関係を広げていくことが課題です。

また、住民参加という概念を一層進め、住民と行政の「協働」の役割分担を通して、ともに協力しながらまちづくり活動を進めることが必要です。

（３）地域 みんなが福祉の大切さを理解する

現状

年々少子高齢化が進行しているとともに、独居老人の増加や核家族化の進行により、高齢者と暮らす経験のない子どもが増えています。更に、地域では、地域社会に関心の薄い人が増えています。高齢者、子ども、障害のある人や外国人など様々な人たちの相互の情報交換や交流の場が少ないことにより、お互いの理解が進んでいない状況がみられます。

このように、地域の希薄化に加え、交流する場が少ない環境において、地域への理解や協力及び福祉の大切さを理解することが難しい状況となっています。

（懇談会より）

- ・高齢者との交流の中で、子どもたちに日本のしきたりや常識を伝えていく必要がある。
- ・高齢者が動ける間は地域との交流ができるが、動けなくなった時の居場所や地域の一員としてのふれあいの機会づくりをどうするか問題である。
- ・行事には強制的ではなく、気軽に参加できるようにしないといけない。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・地域住民の相互援助意識の高揚を、広報や教育学習などで図っていく。
- ・人と人とのつながりを基本に、助け合いの地域づくりをすることが大切。
- ・福祉ということを感じたようになったのは、義父の認知症が進み始めてからだった。最近、在宅介護で大変な毎日を送っている介護者が増えているのではないかと思う。
- ・福祉活動は専門性というより、地域の人ひとりでも多く参加していくことが大切だと思う。

(福祉事業者アンケートより)

- ・認知症高齢者への理解が必要である。
- ・都市部と比べると、障害のある人や認知症高齢者を抱える家族が世間体を気にする場合が多いと感じる。
- ・事業所内で、ご家族、地域の方を対象に、認知症の勉強会を開催したい。
- ・権利擁護、成年後見制度についての説明会などを、一般市民向けに実施してほしい。

課題

ふれあい豊かな、やさしい地域づくりのためには、制度やサービス、施設を充実させることに加え、人権尊重の意識をもつ人を育てることが最も重要です。

子育てや介護の問題の解消をはじめ、高齢者や障害のある人などに対する偏見・差別などを解消する「心のバリアフリー^{※2}」を継続的に推進し、引き続き、思いやりのある地域社会を目指すことが課題です。

誰もが地域を構成する一員であると認めあい、一人ひとりが同じ地域住民として受け入れられるような地域づくりを目指し、地域福祉の取り組みへ参加することが重要です。

幼少年期から地域でのつながりの意識を持つよう、様々な出会いや交流の機会をつくることが大切です。

また、知的障害者や精神障害者、認知症高齢者を支援するための権利擁護や成年後見制度^{※3}について、広く市民に周知・啓発し、活用につなげることが必要です。

(4) 災害時の不安解消や緊急時の対応が大切

現状

アンケート調査によると、「災害時、地域において何が一番必要だと思いますか」については、平成 17 年では「もっと行政の防災対策を充実すべきだと思う」が 37.1%と最も高く、次いで、「災害に備え、日頃の訓練が必要だと思う」「もっと近所・隣組の助けあいが必要だと思う」となっています。

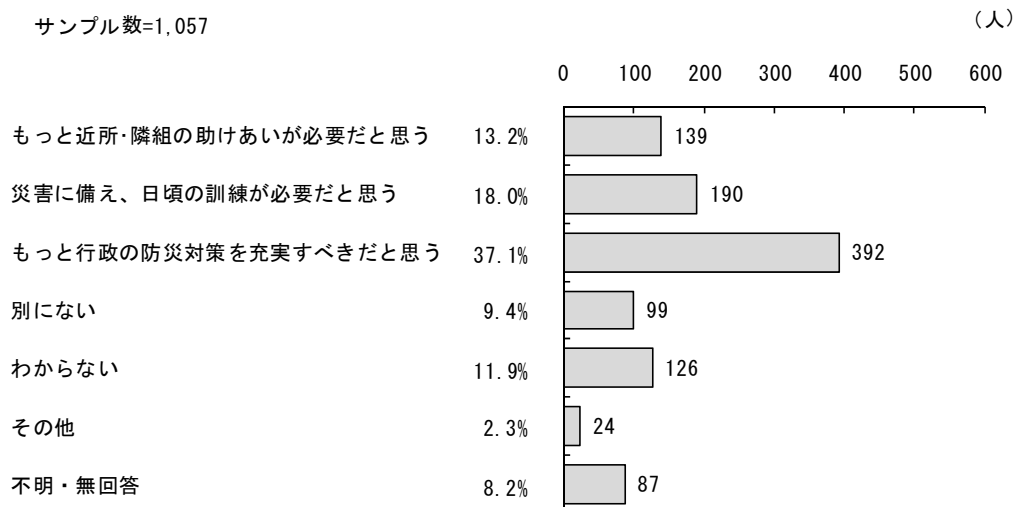
また、「災害に備えて、各家庭で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」（平成 22 年のみ）については、「日頃から隣近所とつながりをもち、助け合える関係を築く」が 22.4%と最も高く、次いで、「避難場所と避難ルートの確認」「家族全員の避難方法の確認」「家族間での連絡方法の確認」となっています。

更に、「災害に備えて、地域で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」（平成 22 年のみ）については、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が 22.0%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」「地域の行事などでの防災意識の啓発」となっています。

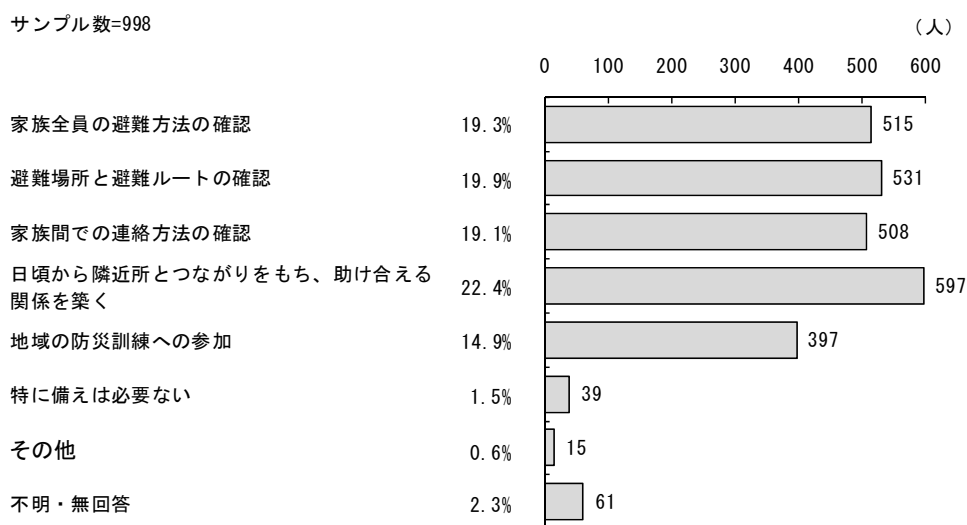
行政における防災対策の充実に高い期待があるとともに、各家庭、地域においても日頃からの備えについて、隣近所とのつながりを重視している傾向にあります。特に、地域では、高齢者や障害のある人など、要援護者に対する意見が多くなっており、災害時に弱い立場にある人を地域で支援する意識の高さがうかがえます。

(アンケート調査より)

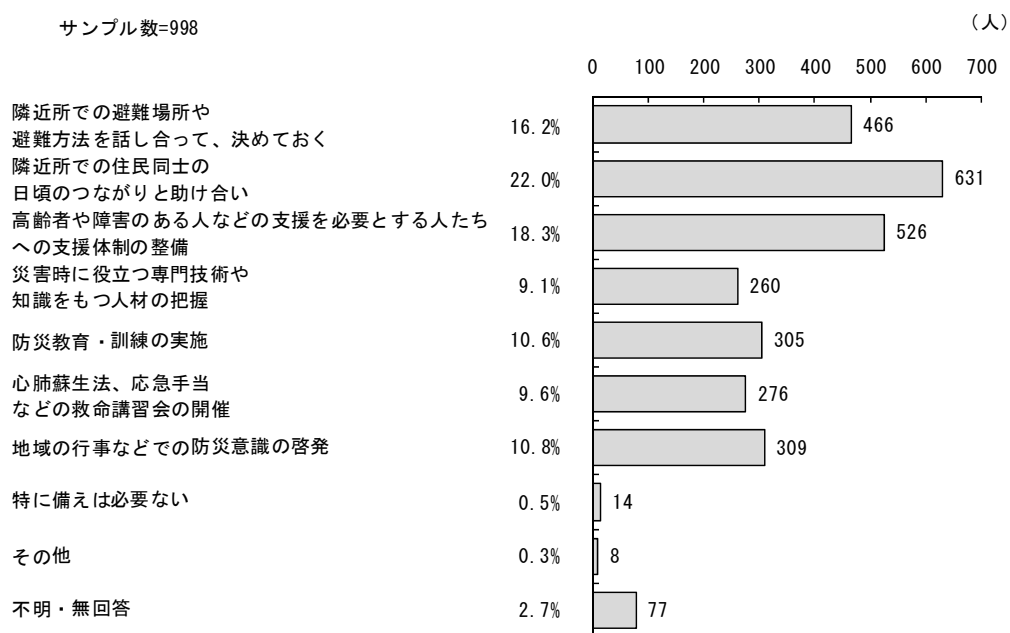
図表 「災害時、地域において何が一番必要だと思いますか」について（平成 17 年のみ）



図表 「災害に備えて、各家庭で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」について（平成22年のみ）



図表 「災害に備えて、地域で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」について（平成22年のみ）



（懇談会より）

- ・高齢者の見守り活動は大切。
- ・災害時における避難行動要支援者台帳などの情報を常に新しくしておき、災害に備える必要がある。

（アンケート調査の自由記入欄より）

- ・災害時の初期対応では近所の助け合いが被害を小さくするので、隣組などの組織を強化することが重要である。
- ・災害の発生時によっては高齢者ばかりが地域にいることも考えられるため、いろいろな場面を想定した訓練が必要である。

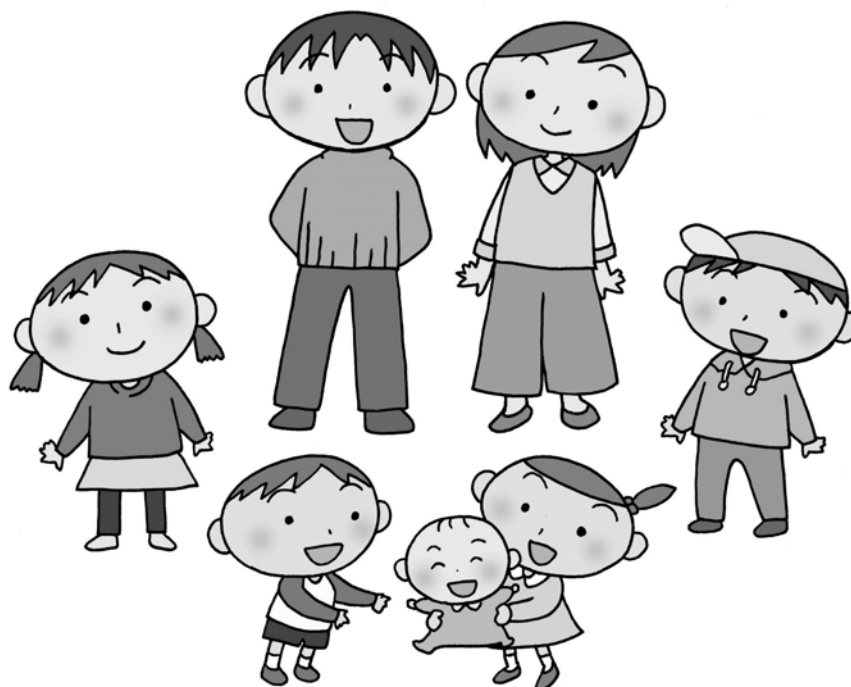
(福祉事業者アンケートより)

- ・自然が豊かな分、災害の影響も受けやすい(河川の氾濫、土砂崩れなど)ので、自然災害が起こった場合、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が多く対応が心配。

課題

高齢者や障害のある人の不安を少しでもなくすためには、災害時や緊急時などの声かけや援助を行う事が大切であり、そのために隣近所や地域の果たす役割は重要です。

また、地震や津波などの大災害に備えて、防災訓練やひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの要援護者の把握など、緊急時に対応できるよう地域、行政、社会福祉協議会などの関係機関が連携していくことが課題です。



(5) 地域の防犯を強めたい

現状

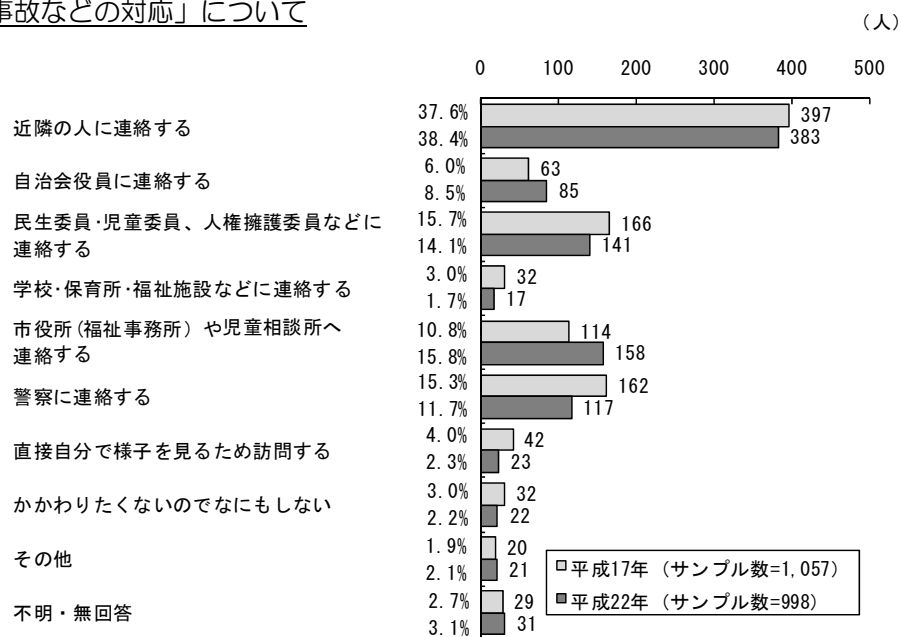
アンケート調査によると、「もしあなたの周囲で事件・事故が起きる恐れがある場合、どう対応しますか」については、平成 17 年では「近隣の人に連絡する」が 37.6%と最も高く、次いで、「民生委員・児童委員、人権擁護委員などに連絡する」「警察に連絡する」となっています。

平成 22 年では「近隣の人に連絡する」が 38.4%と最も高く、次いで、「市役所（福祉事務所）や児童相談所へ連絡する」「民生委員・児童委員、人権擁護委員などに連絡する」となっています。

前回調査に比べて「市役所（福祉事務所）や児童相談所へ連絡する」への割合があがっていることから、市民生活の中で行政機関が相談窓口として浸透しつつあることが見受けられます。

（アンケート調査より）

図表 「防犯・事故などの対応」について



（懇談会より）

- ・小学生の登下校時の付き添いボランティアにかなりの人が登録している。
- ・子どもの数が少ないが、その分みんなが子どもの名前や顔を知っていて、子どもの見守りができている。

（アンケート調査の自由記入欄より）

- ・夜道が暗いので、街灯を増やしてほしい。

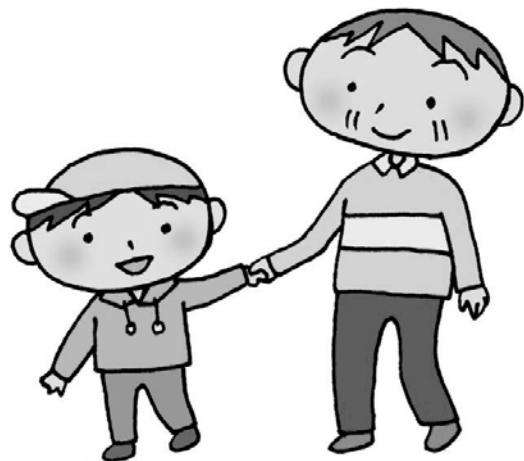
（福祉事業者アンケートより）

- ・空き家や休閑地が目立つ。

課題

子どもの見守り、治安に対する不安、地域の防犯力の低下など、引き続き、それぞれの地域における防犯対策が必要です。

また、地域と行政が協働して防犯活動を進め、安全で安心して暮らせる街づくりが求められています。



(6) わかりやすくきめ細かな情報がほしい

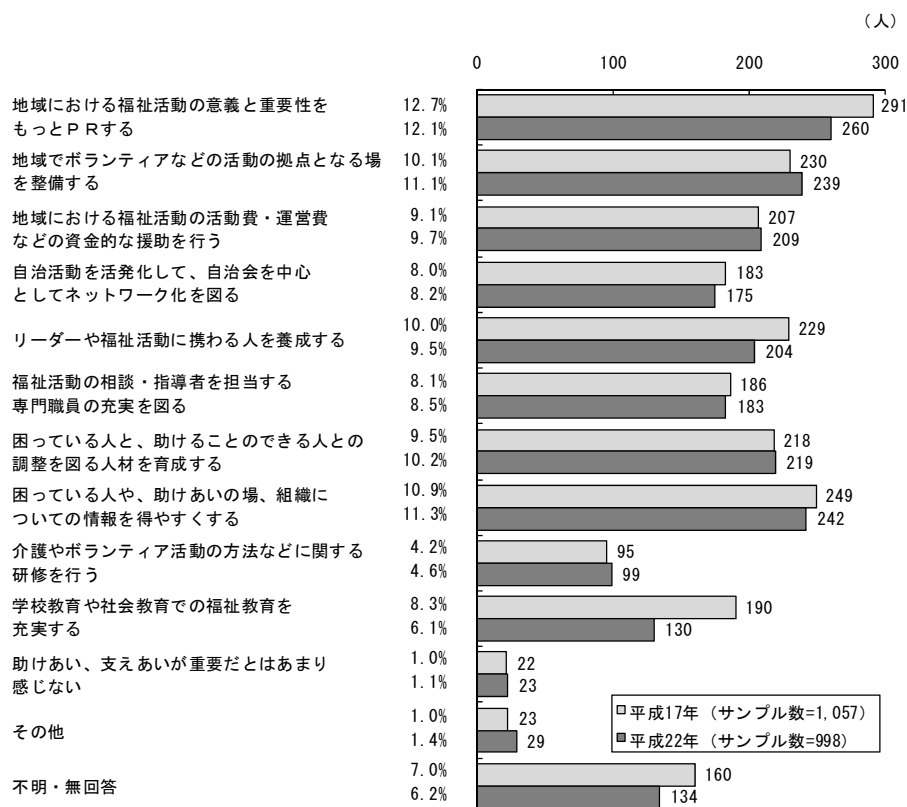
現状

アンケート調査によると、「地域における助けあい、支えあい活動を活発にするために重要なこと」については、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が平成17年では12.7%、平成22年では12.1%ともに最も高く、次いで、平成17年、平成22年ともに「困っている人や、助けあいの場や組織についての情報を得やすくする」「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」となっています。

前回調査と同様に、地域における助けあいや支えあい活動については、情報提供の充実を図る必要があるとともに、単に情報を提供するだけでなく、必要な人に「届ける」という視点が必要となります。

(アンケート調査より)

図表 「地域における助けあい、支えあい活動を活発にするために重要なこと」について



(懇談会より)

- ・自治会（区）を中心に小地域ネットワークができ、民生児童・児童委員は非常に助かっている。地域の情報を共有する人間が一人でも多くいた方が、地域の見守りがしやすい。
- ・個人情報の問題で情報が流れてこない。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・ホームページはパソコンが使えないのでわからない。市の広報誌、回覧板などでよくわかるように案内してほしい。
- ・情報をわかりやすく、広く配信してほしい。
- ・区単位で福祉マップをつくり、どのようなサービスがあるか、サービスを受けるためにはどうすればよいかなど、具体的にまとめて周知してほしい。

(福祉事業者アンケートより)

- ・事業者間の連携のために、今後一層の定期的な情報交換の場の設定が必要である。
- ・個人情報保護のため、情報を入手することが困難になっている。

課題

福祉に関する情報は、活動を行う上で必要なものとなります。

地域と行政、専門機関などが連携して、引き続き、きめ細かい情報提供や支援体制を整えることが課題となっています。

また、個人情報の重要性を認識し、適切に個人情報の収集、利用、提供ができるような仕組みづくりが課題となっています。

(7) 満足いく福祉サービスのための支援体制が必要

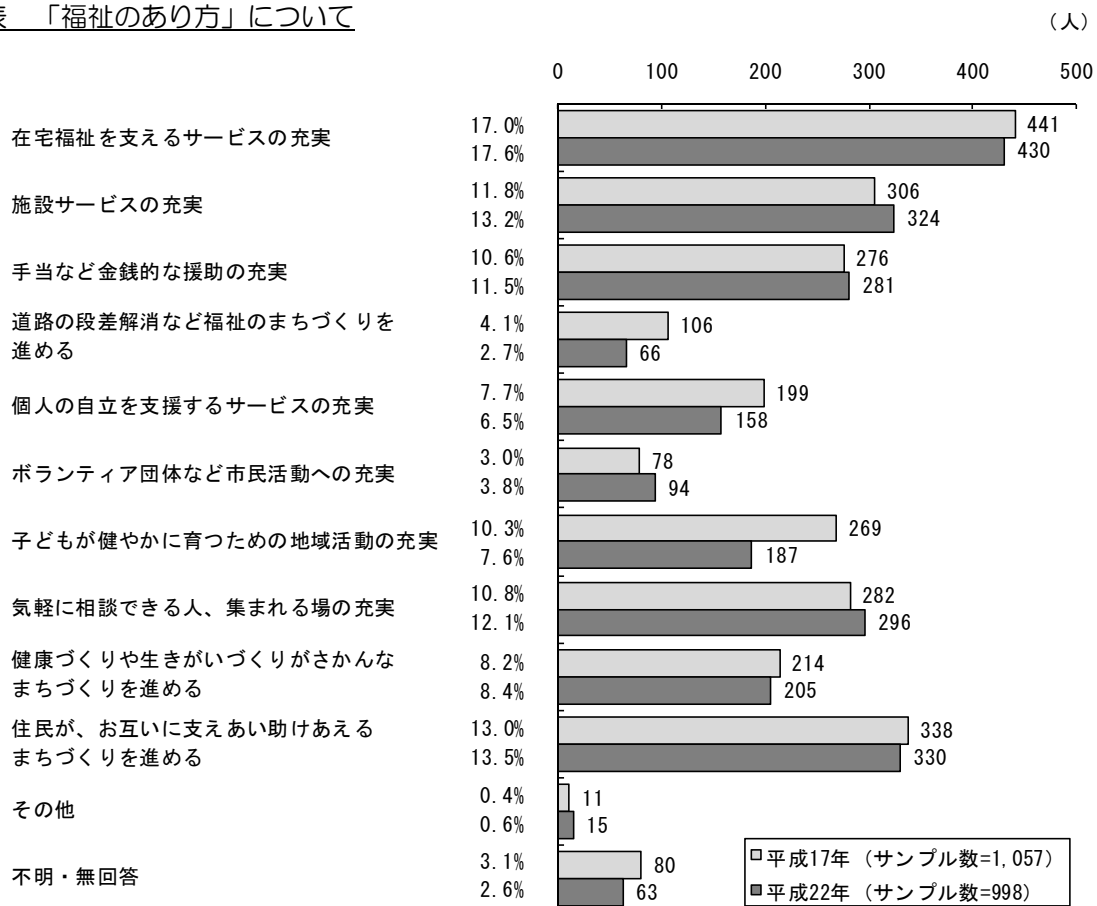
現状

アンケート調査によると、「福祉のあり方」については、「在宅福祉を支えるサービスの充実」が平成 17 年では 17.0%、平成 22 年では 17.6%ともに最も高く、平成 22 年は平成 17 年に比べて 0.6 ポイント増加しています。次いで、平成 17 年、平成 22 年ともに「住民が、お互いに支えあい助けあえるまちづくりを進める」「施設サービスの充実」「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」となっています。

福祉のあり方としては、今後も在宅福祉サービス及び施設サービスの公的なサービスの充実を図る一方で、住民が支えあい、助けあえる仕組み及び福祉の拠点づくりを進めていくことが望まれています。

(アンケート調査より)

図表 「福祉のあり方」について



(懇談会より)

- ・独居老人、高齢者世帯が増えており、今後の地域の活動が不安。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・高齢者が増加し、医療に対する不安がある。
- ・医療機関の充実を図ってほしい。また、小児科が少ない。専門医が常駐してほしい。
- ・土日の保育や病児保育、遅くまで預かってくれる児童館をつくってほしい。
- ・入所したい時、させたい時に、すぐに入所できる介護施設がほしい。
- ・核家族、老老介護など、家族で支え合えない昨今、不安な気持ちで生活している人が多いと思う。すぐに充実したサービスが受けられるようにしてほしい。
- ・障害のある人に福祉タクシー利用券か福祉ガソリン利用券のどちらか選択で給付されるが、すぐになくなってしまい足りない。

(福祉事業者アンケートより)

- ・病児保育を実現していきたい。
- ・保健師の在宅福祉への復活が必要である。

課題

福祉サービスが今まで以上にいき届くために、支援が必要な人に質の高いサービスやきめ細かな内容の充実を図ることは必要ですが、サービスを必要とする人が利用しやすいよう、利用者の権利擁護や、利用を援助する仕組みづくりを充実させることもあわせて大切なことです。

また、福祉サービスの利用促進を図っていく上で、必要な時にふさわしい福祉サービスが利用できる支援体制の整備が課題となっています。

(8) 孤独感を解消するために地域サロン活動を充実する

現状

地域サロン活動により、同世代だけでなく世代を超えた交流により、人と人とのつながりが少しずつできている地域がある一方、参加する人が固定されて広がりがもてない地域もあります。

また、平成 17 年から平成 22 年における地域サロンの状況をみると、対象者を特定しないサロン活動が増加していることから、今後一層、地域の課題などに応じたサロン活動を展開していく必要があります。

(懇談会より)

- ・地域サロンができて、老人の憩いの場だけではなく、大人や子どもも参加した世代を超えた交流となっている。
- ・地域サロン活動のおかげで、地域の人同士が少しずつ意思の疎通がとれてきている。
- ・地域サロンには特定の人しか出席していない。
- ・地域サロンの参加者が少ない。特に男性の参加者が少ない。
- ・リーダーがいいため、地域サロンをやめてしまった。
- ・継続していくためには、魅力あるサロンにしていく工夫が必要。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・虐待をなくすため、子育て支援の充実が必要である。地域で子育てサロンを立ち上げたい。
- ・独居老人となり、年齢が高くなると日々が不安になる。
- ・高齢者にもできるダンス教室など、楽しめる会合を考えてほしい。

(福祉事業者アンケートより)

- ・閉じこもり予防に、サロンのようなふれあい活動を取り組みたい。
- ・老人会・婦人会組織がなくなった地域が多い。

京丹後市における地域サロン数

	平成 17 年度	平成 22 年度
高齢者サロン	51 地区	49 地区
障害者サロン	4 地区	4 地区
子育てサロン	14 地区	12 地区
その他(区民対象など)	25 地区	46 地区

資料：京丹後市社会福祉協議会

課題

地域サロン活動は、地区の福祉委員を中心に実施されており、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人の孤独感の解消に役立っています。

今後も地域サロンを継続して実施していくためには、魅力あるサロンづくりを行うことが必要です。そのためには、リーダーとなる人材の発掘・育成を行うとともに、サロンの充実を図っていくことが必要です。また、男性も参加しやすいような仕組みづくりが課題です。

さらに昨今、社会問題となっている児童虐待や高齢者虐待の防止のためにも、子育て家庭や介護家庭を支える地域サロンの活用などが求められています。

(9) ふれあえる場がほしい(場所の確保)

現状

地域活動への参加者が少なくなり、人と人とのつながりが希薄になっています。

また、高齢者、子ども、障害のある人など様々な人たちが、地域でふれあえる交流の場を求めています。

協働の取り組みやボランティア活動などを行う上で、活動の拠点づくりは必要不可欠な取り組みです。また、活動拠点については、誰もが利用でき、交流を図れるようバリアフリーなどに配慮することが望まれます。

(懇談会より)

- ・婦人会、老人会、隣組などの団体などのつながりがなくなり、昔の良さがなくなっている。
- ・高齢者の施設利用者と地元の子どもが交流できるような環境がほしい。
- ・公民館での行事には参加者が少ない。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・子どもが家の中でテレビゲームをして遊んでいることが多いので、家の外で体を動かして遊べる場所をつくってほしい。
- ・気軽に集まれる場所がほしい。
- ・保育所入所前の子どもとその親の交流場所(支援センター、サロンなど)にはよく参加していて助かっている。このような場所に、父親も行きやすくなったらいいと思う。
- ・もっと自由に使える場所や施設がほしい。
- ・地域の中心地に空き家があるので、福祉の集会場所に利用できたらと思う。

（福祉事業者アンケートより）

- ・子どもから老人までがふれあえる交流の場を増やし、出会いを大切にする。
- ・気軽に寄り合いができる環境がない。
- ・地域とのつながりを進めていくために、夏祭りなどで近隣地域との交流を行っている。

課題

地域福祉活動を推進する上で、その活動の場を確保することは重要です。活動の拠点としては、地区公民館や空き家を有効活用するなど、住民の身近で気軽な場所が考えられます。

また、誰もが気軽に利用できる拠点とするためには、拠点の管理・運営の仕組みやルールを地域の実情に沿って取り決め、管理・運営にも住民が参加できる仕組みをつくることも必要です。

施設は地域拠点的なものであることから、高齢者や障害のある人が気軽に立ち寄れる場所、子どもと高齢者が交流できる場所など、様々な機能が求められており、目的に応じた場所の確保と既存施設のバリアフリー化や老朽化している施設の更新など、使いやすさの向上などを図ることが課題です。



(10) 気軽に相談できる窓口がほしい

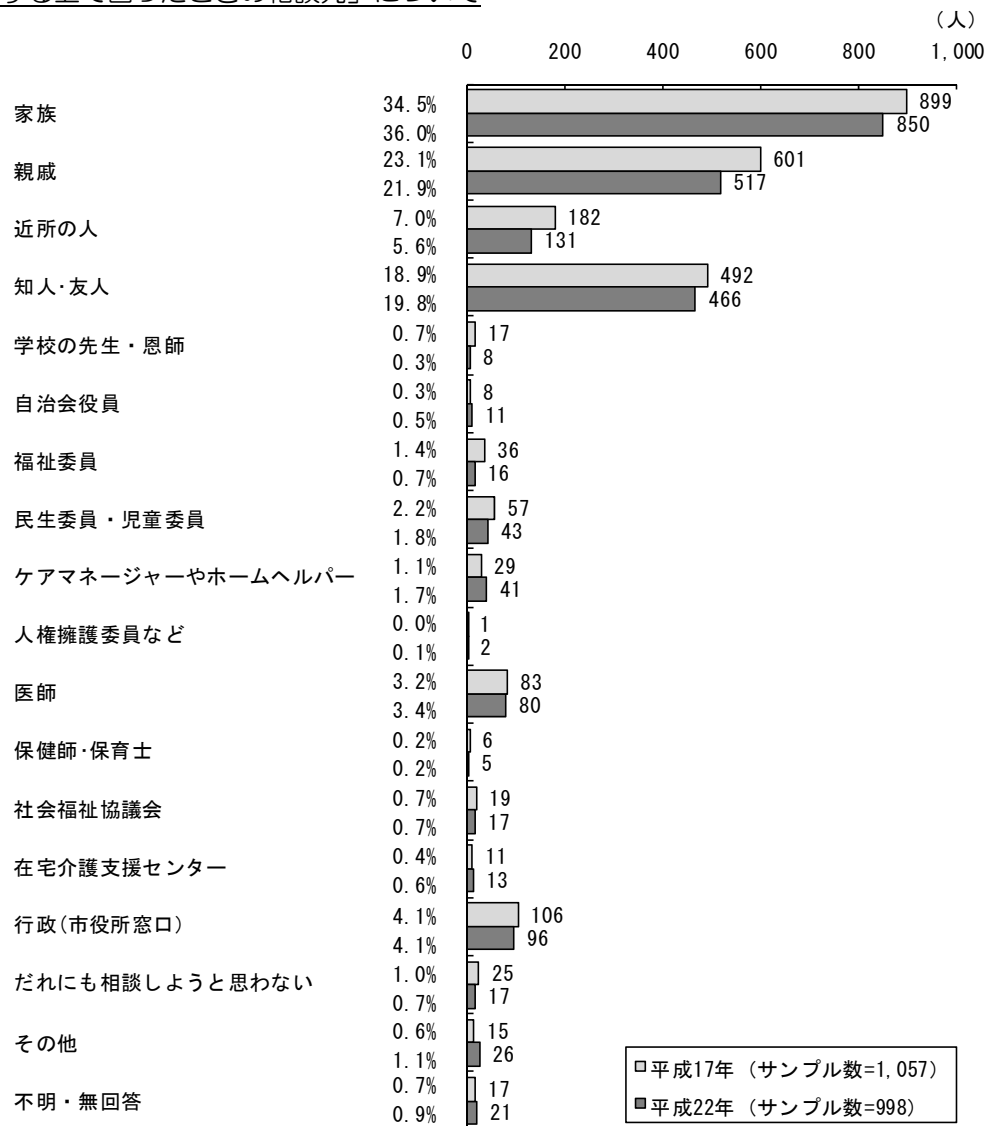
現状

アンケート調査によると、「生活する上で困ったときの相談先」については、「家族」が平成17年では34.5%、平成22年では36.0%ともに最も高くなっています。次いで、平成17年、平成22年ともに「親戚」「知人・友人」となっています。

何でも話せる相談先としては、家族や親戚など身近な人になりますが、様々な生活課題について、公民館など誰もが気軽にふれあえる場所を通じて、相談、解決できる場づくりの充実が望まれます。

(アンケート調査より)(複数回答可)

図表 「生活する上で困ったときの相談先」について



（懇談会より）

- ・市と社協の福祉の役割がわかりにくいので、窓口を一本化してほしい。
- ・近隣の住民同士でお互いのことを話し合える場所をつくっていくことが、住みやすいまちづくりの第一歩だと思う。

（アンケート調査の自由記入欄より）

- ・地域公民館に市の出張窓口を開設して、あらゆる生活福祉相談などができればと思う。
- ・困ったこと、心配なこと、わからないことなどがあった時に、近くて気軽に相談できる場があればよい。

（福祉事業者アンケートより）

- ・地域の方々の介護についての不安や悩みなどの情報収集をしている。
- ・緊急時以外でも、いつもと様子が違うなどちょっとした変化が見られる時に相談できる体制がほしい。

課題

現在、様々な関係機関で様々な相談や支援事業が実施されていますが、住民の利便性向上のためには、地域住民が気軽に相談できる体制を整えておくことが重要であり、誰もが気軽に集える身近な公民館などを利用した地域のふれあいの機会（サロンなど）の場で、住民同士が相談しあったり、地域の中に市の職員が出向いて相談機会をつくったり、また懇談会の機会を利用して生活課題を解決していくための場づくりが必要です。

また、地域福祉の核として、その役割を担っている社会福祉協議会および民生委員・児童委員などについて、更に住民に周知を図ることが課題となっています。

(11) 日常生活に不便のない移動手段がほしい

現状

交通や道路、施設の利用について、不便を感じる人が多くあります。

高齢者や障害のある人などの中には、外出に支援を要する人があり、移動支援の充実及び誰もが安心・安全に外出できる仕組みを検討する必要があります。

(懇談会より)

- ・運賃の安い200円バスができ、出掛ける人が増えた。
- ・公共バスが通る道から遠い土地に住んでいる高齢者などは、バス利用が非常に困難。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・病院への通院や買い物に行くのに、交通手段が少なく不便である。
- ・列車の運行本数が少なすぎる。
- ・高齢で車の運転ができなくなった時に近くに店がなく、先のことを考えるととても心細い。

(福祉事業者アンケートより)

- ・近所のスーパーが閉店になり、買い物をするのも一苦労している。
- ・交通の便が悪く、なかなか外に出にくい。病院にも通いづらい方がいる。
- ・車を運転できない人の移動手段が限られている。

課題

誰もが安心して通院や買い物など、外出・移動できる手段を整備することは、地域福祉を進める上での基盤でもあります。

特に移動手段が限られた高齢者や障害のある人などが不自由なく外出できるためにも、地域ごとのニーズを把握し、それぞれの実情に合わせて、公共交通や外出支援サービスの充実などの環境整備を早急に進めていく必要があります。

(12) 誰もが安心して活動できる環境がほしい

現状

生活環境のバリアフリー化を求める人が多く見受けられる中、地域全体としては、ノーマライゼーション^{※4}の考えが浸透した社会環境づくりを行う必要があります。

(懇談会より)

- ・体を悪くすると外出の機会が少なくなり、少しずつ周りの人との交流ができなくなる。
- ・高齢者や認知症の方などにどう対処していいかわからない。
- ・地区の生活道路において、スピードを出して走る車があり危ない。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・子どもたちの通学路には安全な歩道がありません。事故が起きる前にすぐにでも歩道を作ってほしい。事故が起こってからでは遅い。
- ・子どもたちが安心して遊べる公園をつくってほしい。
- ・若い人が安心して暮らしていけるよう、働く場所をつくってほしい。
- ・障害のある人が住みやすいまちづくりを検討してほしい。
- ・福祉、ボランティアの活動を継続しつつ、働き盛りの人たちへの保障や心のケアも重点を置き、進めてほしい。

(福祉事業者アンケートより)

- ・事業所に近隣の住民を招いて、障害のある人と接してもらう機会を設けている。
- ・障害のある人への福祉サービスや施設（グループホームなど）が不足している。

課題

公共交通を含む移動手段の確保や公共施設のバリアフリー化など、安全・安心な生活環境づくりを推進していくことが課題です。高齢者や障害のある人も外出しやすい環境づくりを進めることは引きこもりなどを無くすことにもつながります。

介護保険制度における住宅改修施策は、需要が急速に伸びており、そのバリアフリー化への関心が高まっています。特にバリアフリー環境に初めて接する市民のために、引き続き、アドバイスなど適切な情報提供をする必要があります。

市民が憩える場所、子どもが安全に遊べる場所として、自然環境を活かし、遊具などの遊び環境に配慮しながら整備を図る必要があります。また地域住民の公有財産として、公園などの環境美化に市民一人ひとりが取り組むよう意識を高めることも必要です。

また、これらの場所の安全を確保するため、防犯灯、街路灯などの整備や樹木の管理が必要です。

第4章 計画推進のための基本目標

1 第1次計画の成果と課題

第1次計画では、基本理念に「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後市」を掲げ、「支えあいの人づくり」「安心・安全な仕組みづくり」「ふれあいの場所づくり」「自立を支える環境づくり」の4つの基本目標の下、それぞれ取り組みの方向を示し、具体的な方策の推進を図ってきました。

(1) 基本目標ごとの成果と課題

基本目標1「支えあいの人づくり」については、地域のつながりの構築に向けた仕組みづくりや、誰もが地域活動に参加し活躍できる環境づくり、地域福祉を推進する関係者・団体間のネットワークづくりを進めてきました。また、社会福祉協議会が進める様々な地域活動に広がりが見えてきましたが、一方で、ボランティアやサロン活動などについては、活動者の固定化や担い手不足、地域間における活動内容の差がうかがえます。

基本目標2「安心・安全な仕組みづくり」については、要援護者の掘り起こしを継続的に進める一方で、防犯や防災においては、市民の安心・安全に対する意識が高まっていることがうかがえます。しかし、日頃からのあいさつや見守りのような近所付き合いによる取り組みに関しては、住民などに引き続き意識啓発を図るとともに、情報提供により、防犯・防災意識などの更なる高揚を図る必要があります。

基本目標3「ふれあいの場所づくり」については、サロン活動において成果をあげる一方で、活動内容や参加者などにおいて地域間で差がみられ、今後、活動内容なども検証しながら、成功事例やモデル事例を参考に更なるサロン活動の充実が必要となります。

基本目標4「自立を支える環境づくり」については、一定の計画に基づいた推進がされている部分があるものの、少子高齢化、核家族化が進行する中で、移動支援も含め、利用者が適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりや、誰もが暮らしやすい地域環境をつくることに対する重要性が高まっています。自立を支える環境づくりについては、今後も更に推進していく必要があります。

計画全般において、地域福祉という幅広い施策の中で、数値目標や指標だけで評価することが困難な部分もあり、今後は推進体制を明確にした進行管理の中で多角的な視点の下、定期的に計画の進捗管理を行うことが重要となっています。

(2) 支え合いの地域づくり推進委員会での施策検討

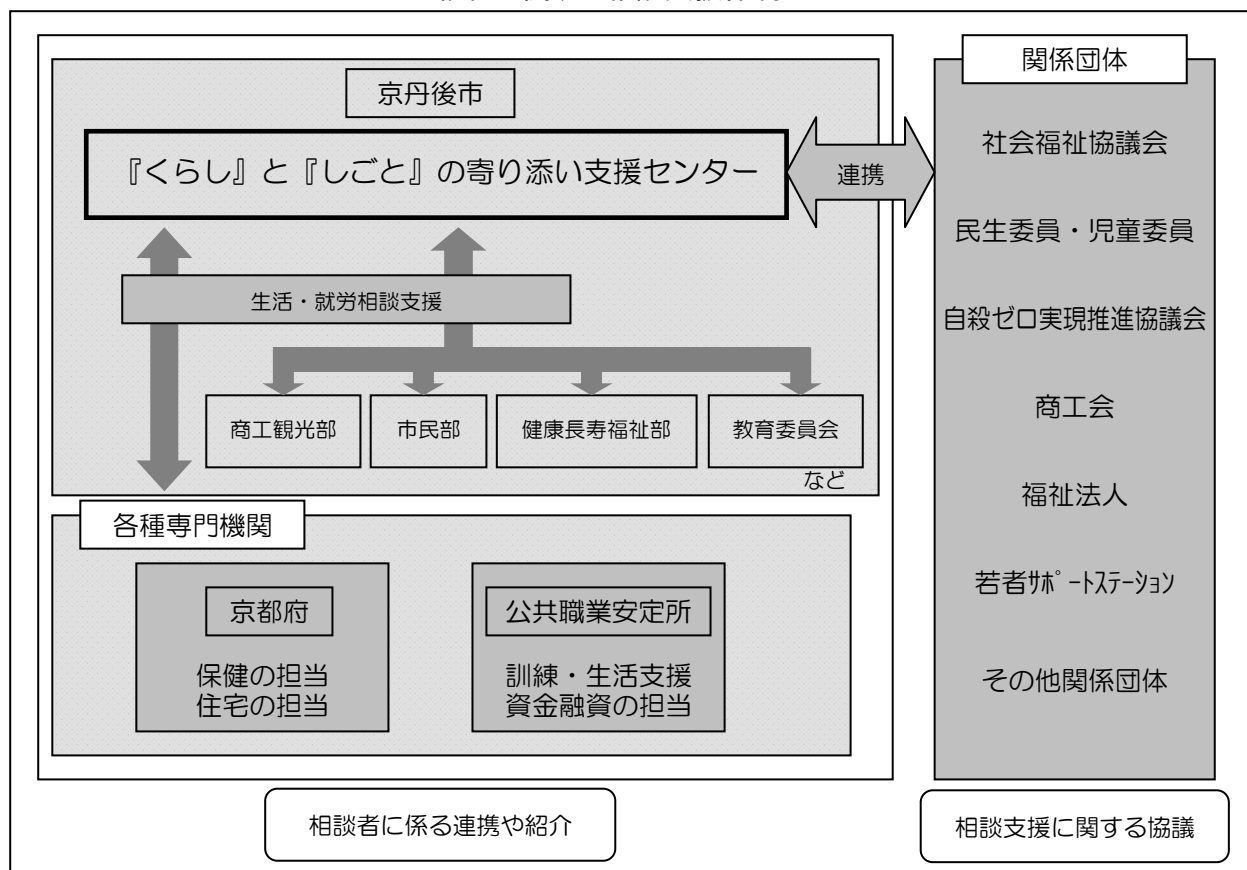
本市では、第1次計画の着実な推進及び地域で誰もがお互いに助けあい、支えあって暮らせる地域づくりを目指し、平成20年2月に市民が中心となって京丹後市地域福祉計画の具体的施策を検討する「支え合いの地域づくり推進委員会」を立ち上げました。平成20年度は、ふれあい

の場所づくりとして「高齢者ふれあいサロン、子育てサロン」、平成 21 年度は、子どもから高齢者、障害がある人などが安心して暮らせる地域づくりとして「安心・安全な仕組みづくり」、平成 22 年度では、子どもから高齢者まで、また、障害のある人などが自立して暮らせる環境づくりとして「自立を支える環境づくり」、そして、平成 23 年度は、個人の自立とともに、お互いの支えあいや助けあいのある、人との出会いを大切にする住みよい地域づくりとして「支えあいの人づくり」をテーマに掲げ、検討を行ってきました。

（３）福祉の総合相談窓口（ワンストップサービス※⁵）の推進

本市においては、様々な生活課題に対して支援を必要としている人が、適切な支援を受けられることが重要であることから、相談内容を一括して受け付けることができる総合的な生活相談窓口の強化を進めてきました。平成 23 年 4 月に開設した京丹後市『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターでは、相談者と一緒になって生活や就労課題を明確化し、「多重債務相談・支援室」をはじめとする各種専門機関や平成 18 年度から立ち上げた「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」などの関係団体と連携し、相談者の解決方向を検討してきました。

福祉に関する相談支援体制



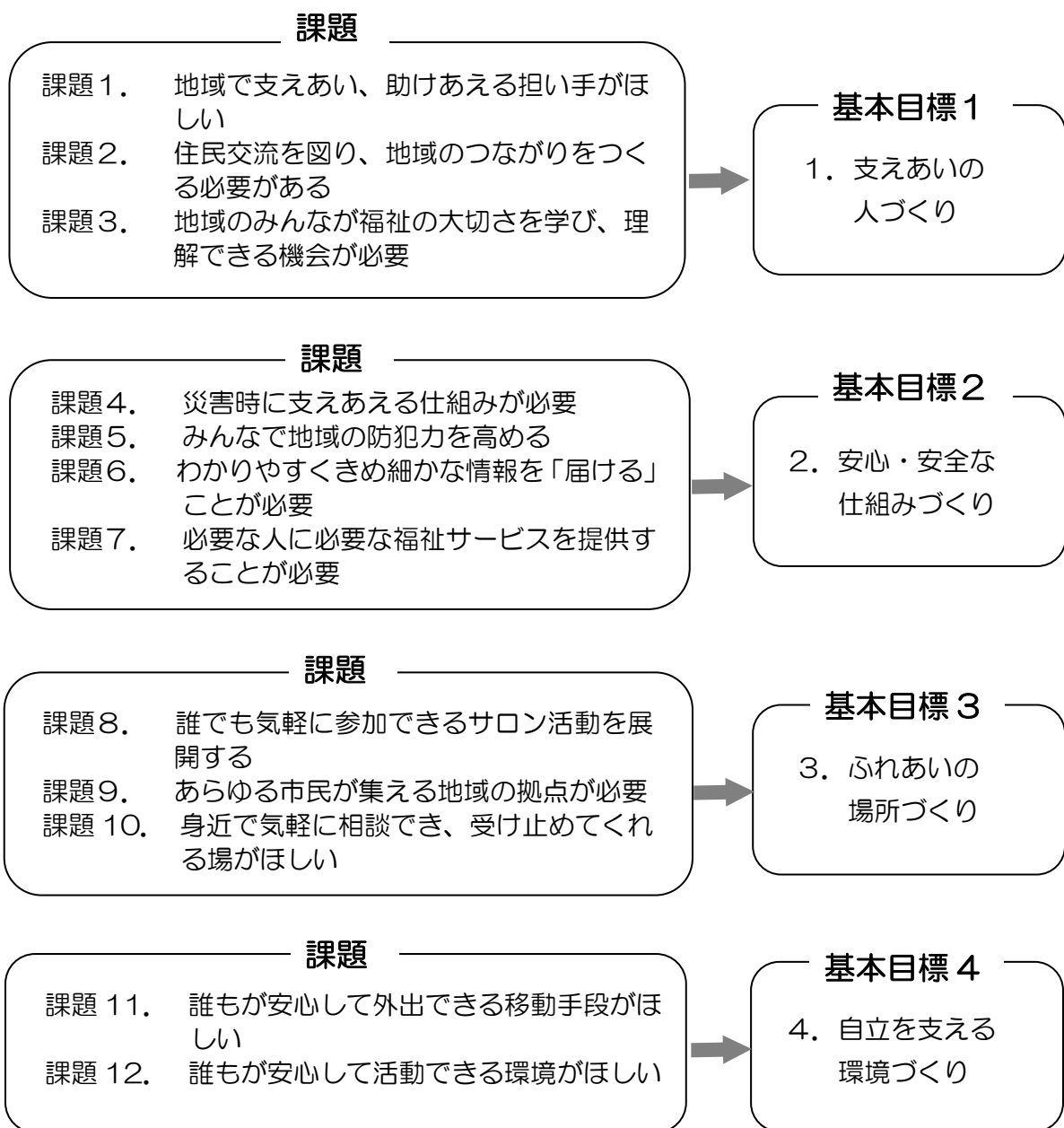
今後も引き続き、本市の地域福祉の推進に向けた基本理念「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後市」の実現を目指し、住民、行政、事業所をはじめとする多様な主体の協働により、社会情勢の変化に対応しながら地域の課題解決に継続的に取り組みます。

2 推進のための基本目標

第2次京丹後市地域福祉計画推進のための基本目標を掲げるにあたり、住民アンケートや地域福祉懇談会、「支え合いの地域づくり推進委員会」などを開催し、また第1次計画の成果と課題を踏まえ、総合的に地域の現状や課題の整理をしました。

その中で、市民の意識、地域福祉の課題に大きな変化はないことや、地域福祉の目指すところも同じであることを勘案すると、第1次京丹後市地域福祉計画で掲げた基本目標や取り組みの方向を第2次京丹後市地域福祉計画でも引き続き設定することで、より継続的・系統的に分析や施策展開・評価ができるものと考えます。

今後子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが地域社会の一員として、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができるよう、実効性のある計画の推進を目指します。



4つの基本目標について、次に掲げる具体的施策により、福祉のまちづくりを推進していきます。

基本目標1 支えあいの人づくり

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、誰もが地域で幸せを感じながら暮らしていくためには、個人の自立とともに連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支えあい、助けあいの意識を高めることが大切です。地域をもっと住みよいものにするために、引き続き、地域住民への意識啓発に努め、人権を尊重するなかで人との出会いを大切にするまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行うとともに、地域の中の福祉活動を広げていくため、大人だけでなく子どもの頃から地域の福祉活動に参加するきっかけを設けるなど、地域福祉を学び、理解を広めるための取り組みを進めていきます。

今後も、社会福祉協議会の協力のもと、民生委員・児童委員や各種団体などと更に連携し、住民相互の支えあい活動の促進や住みやすい隣近所の関係を築くなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

- (1) 地域福祉の学習と担い手の育成
- (2) 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）
- (3) ボランティアの育成とNPO※⁶活動の推進
- (4) 団塊世代・高齢者の社会参加
- (5) 地域福祉に携わる団体との協働

基本目標2 安心・安全な仕組みづくり

地域で生活する住民にとっては、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。そのためには継続して総合相談窓口を中心とした相談体制の整備や、情報提供の充実を図るとともに、福祉サービス事業者が取り組む第三者評価結果について、利用者への情報公開を促進します。

また、地震や津波などの大災害はいつ発生するかわかりません。地域で安心・安全に暮らし続けられるためには、災害による被害を最小限にとどめる「減災」の取り組みに加え、地域の事情に即した自主防災組織※⁷の推進、また京丹後市総合防災訓練や災害時要援護者支援事業など、自治会（区）を中心に、住民と行政、関係機関などが一体となり、協働して取り組んでいく必要があります。

一方、地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、地域のみんなで作り上げていくよう引き続き支援していくとともに、認知症高齢者などの権利擁護のための支援や成年後見制度、福祉サービス利用援助事業※⁸の普及啓発に努めます。

- (1) 情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの適切な利用の支援
- (3) 交通安全・防犯・防災の取り組み
- (4) 子育て支援、高齢者などの見守り
- (5) 権利擁護の推進

基本目標３ ふれあいの場所づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、共に支えあう地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。

また、地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、そこで地域課題を話しあうことが大切です。地域の様々な人が、様々な場所で関わりを持ちながら、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に引き続き努めます。

- (１) 身近な公民館や空き家などの利用
- (２) 地域でつくる交流の場づくり
- (３) サロン活動の充実
- (４) 福祉ふれあいの場づくり

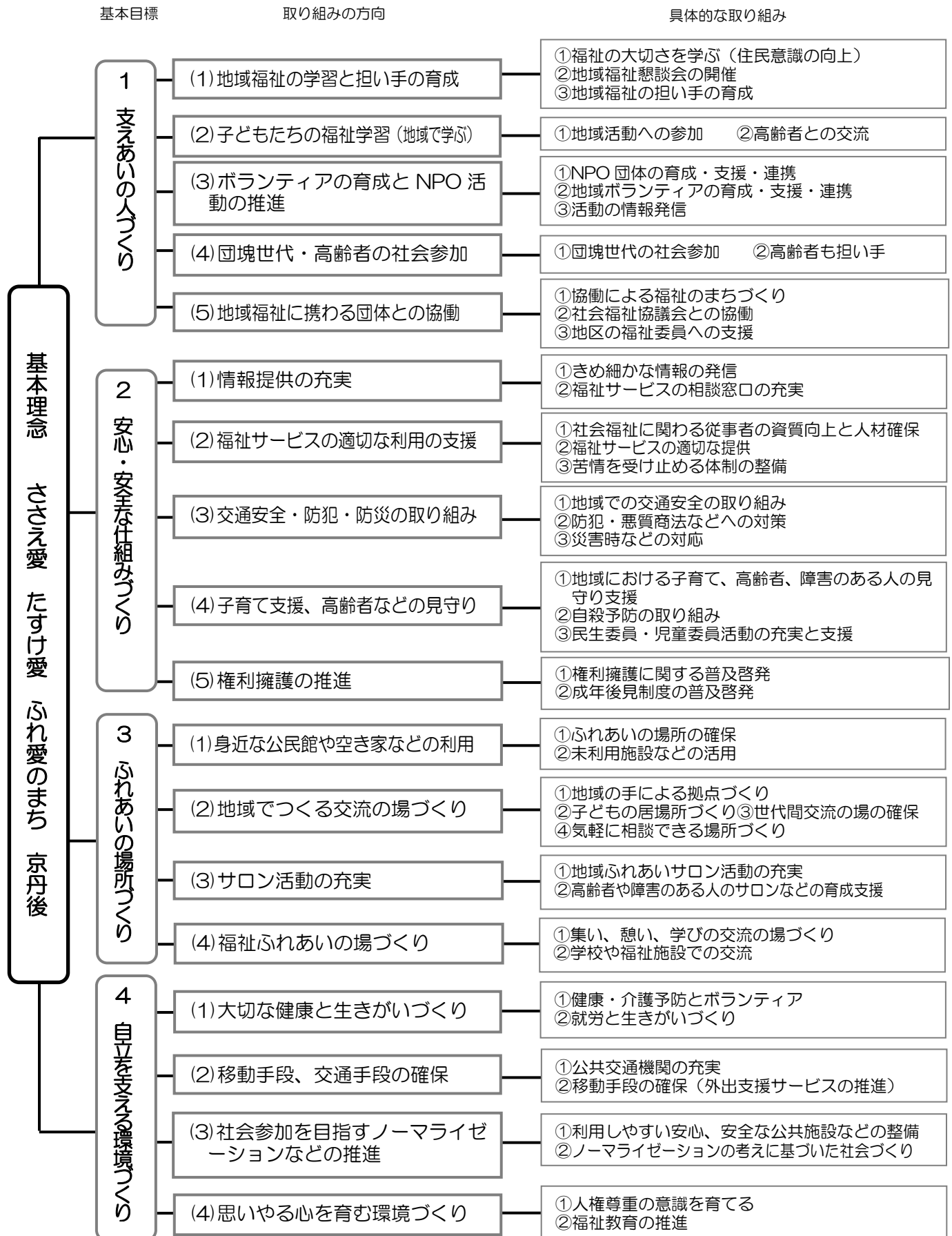
基本目標４ 自立を支える環境づくり

誰もが安心して暮らしていくためには、安全な施設の整備など、利用者に配慮した環境整備が必要です。たとえ福祉サービスが充実していても、利用者が利用できなければ意味がありません。特に高齢者、障害のある人などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今後、さらに公共交通のあり方なども含めた移動支援の充実を図る必要があります。

また、子どもや高齢者、障害のある人など誰もが、安心・安全に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーションの考えが浸透した社会環境づくりを図ります。

- (１) 大切な健康と生きがいづくり
- (２) 移動手段、交通手段の確保
- (３) 社会参加を目指すノーマライゼーションなどの推進
- (４) 思いやる心を育む環境づくり

3 第2次京丹後市地域福祉計画体系図



第5章 目標達成のための取り組みの方向

基本目標1 支えあいの人づくり

取り組みの方向

支えあいの人づくり

(1) 地域福祉の学習と担い手の育成

(2) 子どもたちの福祉学習(地域で学ぶ)

(3) ボランティアの育成とNPO活動の推進

(4) 団塊世代・高齢者の社会参加

(5) 地域福祉に携わる団体との協働

▶ 優先的取り組み

主な事業・活動	現状値 (平成22年度実績)	事業目標 (平成24年度～平成28年度)
地域福祉懇談会の開催	各地区年27回開催 (参加者数:465人)	地域において懇談会を開催し、住民が福祉課題の把握と理解を深めることを目指す。 年開催回数:38回 参加者数:700人
地域ボランティアの育成・支援・連携	ボランティアに関する相談件数 215件(平成22年12月現在) ボランティア登録者数:3,212人	研修会を開催し、ボランティアの育成、新規ボランティアの開拓を行う。 また、ボランティア活動の相談支援や、ボランティア連絡会への支援を行う。 ボランティア相談件数:250件 ボランティア登録者数:3500人

具体的な取り組み

(1) 地域福祉の学習と担い手の育成

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら多くの人が主体的に協力しあい、お互いを理解しあっていく必要があります。

また、身近な生活課題を解決するためには、地域の住民がお互いに知恵を出しあって取り組んでいくとともに、ボランティア、関係団体など、様々な人たちの協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たす必要があります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	1-(1)-①	住民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての関心と自覚を高めることができるように、研修会や学習活動などの取り組みや情報提供をとおして、支えあい、助けあい、ふれあいの心を育む福祉の啓発に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
①	福祉の大切さを学ぶ（住民意識の向上）		
管理 番号	1-(1)-②	各地区で地域の福祉についての懇談会を定期的に行い、身近な生活課題の発見や、その課題解決に向けた取り組みができるよう支援します。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	地域福祉懇談会の開催		
管理 番号	1-(1)-③	地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域において核となる人材の養成・育成に対する支援を図ります。 さらに、地域福祉活動を進める上では、一部の限られた人だけでなく、その担い手の輪を広げていく必要があります。次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会
③	地域福祉の担い手の育成		

活動事例

地域福祉懇談会

生活課題を一番よく知っているのは地域で暮らす住民の方々です。住民同士が主体的に話し合うことで、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けてどのような取り組みが必要かを話し合う懇談会を開催しています。



熱心に意見交換する出席者の皆さん

具体的な取り組み

(2) 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）

地域には、その地域の特性を活かした活動や慣習があります。地域の中でお互いに交流することで、今まで培ってきた伝統を知るとともに、また今までにない新しいものを取り入れることができる機会を生むことができます。

子どもたちが地域の交流に参加することにより、地域のことを学ぶ機会となり、地域への愛着を育むことになります。また、人とのふれあいをもつことで、支えあい、助け合いの連帯意識が芽生えます。

さらに高齢者が子どもたちとふれあい、様々な知識や経験などを教えることは、高齢者にとって、気持ちが若返り、元気のもとにもなり、また生きがいにつながります。同時に、次の世代に有形無形の文化として引き継がれ、お互いがお互いの地域の担い手としての関係を生み育むことになります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	1-(2)-①	子どもたちが地域における公民館活動など様々な活動や、催し物、イベントなどへ積極的に参加できるよう支援します。 また、学校で実施する福祉の体験学習、ボランティア活動などの福祉学習については、地域にある福祉課題に対し、具体的に取り組む機会をつくれます。	子ども未来課 学校教育課 社会福祉協議会
①	地域活動への参加		
管理 番号	1-(2)-②	子どもたちが古くからの伝統、しきたりを学ぶことは、地域社会の大切さを知り、ふるさとへの愛着を育みます。また、高齢者とのふれあいにより、思いやる心を育むことになります。 学校や保育所、また、ふれあいサロンや小地域福祉活動などで取り組んでいる各種事業により、子どもたちが高齢者と交流できる機会を充実します。	長寿福祉課 子ども未来課 学校教育課 社会福祉協議会
②	高齢者との交流		

具体的な取り組み

(3) ボランティアの育成と NPO 活動の推進

一人でも多くの住民が地域や福祉に関心や理解をもち、可能な範囲においてボランティア活動に参加することは、地域の福祉力を高める重要な第一歩となります。

地域のボランティアや地域福祉の担い手が、より積極的な活動ができるよう、各種の取り組みを更に進めます。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	1-(3)-①	既存の福祉関係の NPO 団体に対し、話し合いの場を設け、地域における福祉活動を支援します。また新規設立に向けた情報提供などを行います。 さらに、福祉分野に限らず、様々な生活課題に関する活動も視野に入れながら、NPO や福祉活動などの関連団体との連携を図ります。	長寿福祉課 障害者福祉課 健康推進課 市民協働課
①	NPO 団体の育成・支援・連携		
管理 番号	1-(3)-②	地域における相互扶助を支えるのは住民一人ひとりの活動です。人を思いやる心を基本に、誰もが生きがいをもって地域活動に参加できるよう、ボランティアの育成・支援を促進します。 また、社会福祉協議会やボランティア連絡会と連携強化を行い、地域の生活課題から生まれる支援を見つけ出し、様々なボランティア活動を推進します。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	地域ボランティアの育成・支援・連携		
管理 番号	1-(3)-③	ボランティアセンターと連携しながら、先進的・先駆的な活動や優れた取り組みなどの情報を提供します。	生活福祉課 社会福祉協議会
③	活動の情報発信		

具体的な取り組み

(4) 団塊世代・高齢者の社会参加

高齢社会の中で、豊かな経験・知識・技能をもつ高齢者が社会参加や社会貢献をしていくことは、介護予防などにつながるだけでなく、地域全体の活力を維持するためにも必要なことです。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	1-(4)-①	定年を迎えた団塊と呼ばれる世代の多くの人たちが、今までの経験を活かした活動、また新しい地域活動に取り組むことができるよう支援し、地域福祉の推進に参加できる環境づくりに努めます。	長寿福祉課 社会福祉協議会
①	団塊世代の社会参加		
管理 番号	1-(4)-②	高齢者が互いに、いつまでも元気で、生きがいを持ち続けられる地域活動に参加できるよう、京丹後市介護支援・見守りサポーター活動事業や老人会のボランティア活動など、より一層の事業を推進します。	長寿福祉課 社会福祉協議会
②	高齢者も担い手		

活動事例

高齢者の社会参加と生きがい

高齢者がボランティア活動に参加することで、それまでの勤労生活では得られなかった楽しさや生きがい、自己実現などの価値を見つけ出すことができます。また、高齢者が知識や経験を活かし、地域や社会に積極的に参加することは、地域力を高めることにもつながります。

京丹後市社会福祉協議会に登録するボランティアグループには、多くの高齢者が参加し活動しています。



ボランティアグループ「シャボン玉昭和歌謡」の皆さんが老人ホームにて慰問演奏会を実施

具体的な取り組み

(5) 地域福祉に携わる団体との協働

地域福祉を進める上で、地域の福祉を支える団体、組織などと協働していくことは必要不可欠であり、特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会とは、連携体制を更に強化していく必要があります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	1-(5)-①	地域福祉に関係する団体と協働して、地域福祉に携わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進します。	生活福祉課 社会福祉協議会
①	協働による福祉のまちづくり		
管理 番号	1-(5)-②	社会福祉協議会は、住民参加による様々な福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を展開しています。この計画において、更に地域福祉を推進していくためには、大切な役割を担っており、今後も協力して取り組んでいきます。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	社会福祉協議会との協働		
管理 番号	1-(5)-③	小地域の福祉活動を推進するため、社会福祉協議会が設置している福祉委員の組織の取り組みや、ふれあいサロンなどの地域福祉活動は、住民相互の支えあい活動として非常に大切であり、より一層の支援を図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会
③	地区の福祉委員への支援		

活動事例

福祉委員による地域福祉活動

地域の中には、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の親など生活課題をかかえ、支援を必要とする方が増えています。その方が地域の中で安心して暮らしていくためには、公的なサービスと併せて、目配りや気配りが行き届く、地域住民ならではの見守りや支えあい活動が必要です。

その活動がふれあいサロンや見守り活動であり、福祉委員が中心となって実施しています。



サロン担い手研修に参加する福祉委員

基本目標2

安心・安全な仕組みづくり

取り組みの方向

安心・安全な仕組みづくり

(1) 情報提供の充実

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

(3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

(4) 子育て支援、高齢者などの見守り

(5) 権利擁護の推進

優先的取り組み

主な事業・活動	現状値 (平成 22 年度実績)	事業目標 (平成 24 年度～平成 28 年度)
災害時などの対応 ・災害時における要援護者の 支援体制の充実	避難行動要支援者登録者数: 2,161 人	避難行動要支援者登録制度の周知、啓発を継続して行うとともに、関係機関との情報共有により支援体制の充実を図る。 避難行動要支援者登録者数: 2,650 人
民生委員・児童委員活動の充実と支援	民生委員・児童委員数:195 人 年間相談・支援件数:7,797 件	民生委員・児童委員に求められる知識は幅広く、更に福祉制度の改正が頻繁にあることから、今後も委員への情報伝達、研修の充実を図る。 年間相談・支援件数:8,780 件
権利擁護の推進 ・権利擁護に関する普及啓発 ・成年後見制度の普及啓発	権利擁護に関すること 相談延件数 87 件 うち、成年後見に関すること 相談延件数 43 件	関係機関と連携して、制度の啓発、普及に努め、利用促進を図る。 権利擁護相談延件数:165 件 成年後見相談延件数:115 件

具体的な取り組み

(1) 情報提供の充実

必要なときに適切なサービスを受けることができるように、各種制度やサービスの内容について、誰にでも分かりやすい情報が適切に住民に提供されることが必要です。

また、めまぐるしく変動する社会においては、福祉サービス制度の変更や改正、ニーズに対応した新たな制度が創設されます。住民が福祉サービスを自ら選択・決定することができるように、相談窓口や情報提供などの体制の整備が更に重要となっています。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	2-(1)-①	広報やホームページ、パンフレット、さらに防災行政無線やケーブルテレビなどを活用した情報提供や、制度内容を解説した分かりやすい冊子の作成に努めます。 また、必要に応じて説明会の開催や、小地域を単位とした懇談会での説明など情報の周知に努めます。	生活福祉課 秘書広報広聴課 社会福祉協議会
①	きめ細かな情報の発信		
管理 番号	2-(1)-②	住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、気軽に相談できる窓口の充実を図り、地域における民生委員・児童委員、各種相談員や相談窓口の周知をするとともに、それぞれがお互いに連携が図れる仕組みづくりが必要です。 誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や関係機関との連携による相談体制の充実を図るとともに、相談内容を一括して受け付けることができる総合的な生活相談窓口や苦情受付・処理体制などを更に推進します。 また、各地域にある公民館などの公共施設において、掲示板への掲載や資料の常置などにより、各種制度やサービス内容などの情報提供の充実を図り、利用者がそこで十分な情報を得られるようにするとともに、情報交換の場として公民館などの公共施設の活用を促進します。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
②	福祉サービスの相談窓口の充実		

活動事例

『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センター

様々な「くらし」や「しごと」の困りごとについて、相談者の側に立って寄り添い、関係機関と連携しながら問題解決の方向に導いていきます。「誰一人として置き去りにしないまち」を目指し、第2のセーフティネットの構築を進めています。



京丹後市社会福祉協議会 峰山支所内

活動事例

地域包括支援センター

総合的な介護予防システムを確立するため、センター1ヶ所、分室5ヶ所に職員を配置し、①総合相談・支援 ②虐待の早期発見と防止などの権利擁護 ③包括的・継続的マネジメント ④介護予防マネジメント の4つの機能を担っています。センターと分室、また関係機関と連携し、福祉サービス利用者のニーズに対応した総合的なサービス調整を行っています。



センター（福祉事務所 長寿福祉課内）

活動事例

市民相談室、多重債務相談・支援室、消費生活センター

市民相談室

様々な悩みや心配、迷いなどについて、相談員と一緒に考え、問題の糸口を見つけだしていきます。

多重債務相談・支援室

借金・多重債務の悩みについて、弁護士や司法書士などの専門家と連携し解決をしています。

消費生活センター

商品やサービスなど、消費生活全般に関するトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。



大宮庁舎1階

具体的な取り組み

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

福祉施策の変化などにより、社会福祉関係職員の業務が年々多様化・複雑化し、更なる専門性が求められています。

また、福祉サービスの利用においては、障害のある人たちに要約筆記や手話通訳などの利用支援をするなど、必要な支援を行うとともに、サービスの内容をわかりやすく伝え、サービスを必要とする人を早期に発見することが必要です。併せて、福祉サービスに対する第三者評価、苦情解決体制のより一層の充実が求められています。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	2-(2)-①	社会福祉事業に従事する人たちの人権意識及び個人情報の保護意識を高め、優れた専門性と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材を育成するため、研修などの充実に努めます。 社会福祉協議会とも協働して、新たな時代に対応した福祉関係者の人材確保や資質向上に努めます。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
①	社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保		
管理 番号	2-(2)-②	サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、サービス利用にかかる相談や、家庭の事情などにより利用申請ができない人への支援を行います。また、その人にあったサービスが自由かつ適切に選択でき、個人情報の配慮の下、安心して利用できる援助の仕組みづくりを推進します。 さらに、適正な福祉サービスが選択できるように、福祉サービス事業者が取り組む第三者評価結果について利用者への情報公開を促進します。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
②	福祉サービスの適切な提供		
管理 番号	2-(2)-③	サービス内容などに対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりは、一定の整備がされましたが、今後も更に利用者が利用しやすいように、苦情の申し立ての方法など体制づくりを進めるとともに、苦情解決の仕組みについての普及啓発に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
③	苦情を受け止める体制の整備		

具体的な取り組み

(3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

高齢者による交通事故は高齢化の進行に伴い増加傾向にあります。高齢者のみならず子どもや障害のある人などに対して思いやりの心を持って誰もが接し、交通安全に対する強い意識をもつことが大切です。

また、最近いたるところで犯罪がみられます。誰もが安全で安心して生活できるよう、高齢者などを狙った悪質商法などの予防とともに被害に遭わないよう注意を促し、関係機関との協力体制の下で防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

地域における日常的な人と人とのつながりは、犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策になり、更に地震や風水害、火事などの災害時に、安否確認や避難支援などの相互の助け合い活動においても非常に重要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	2-(3)-①	地域の中で、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、高齢者大学における交通安全教室や京丹後市交通安全指導員などによる交通安全教室などを開催するなど、関係機関で連携し、交通安全対策の推進を図ります。	市民協働課
①	地域での交通安全の取り組み		
管理 番号	2-(3)-②	平成 21 年 4 月に制定した「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、関係機関と連携し市民と協働して、あいさつ運動や声かけなど身近なところから防犯活動を展開します。 また、高齢者などを狙った悪質商法などの予防については、被害に遭わないよう注意を促すとともに、対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図ります。	市民協働課 商工振興課
②	防犯・悪質商法などへの対策		

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	2-(3)-③	災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地域における意識啓発と、自主防災組織づくりへの支援など、地域防災活動の推進を図ります。	生活福祉課 総務課 社会福祉協議会
③	災害時などの対応	また、要援護者に対して、「災害時要援護者支援プラン」に基づき、緊急時でも効果的な支援活動が行えるよう、自治会（区）を中心としたネットワークの体制を整備します。 さらに有事に備え災害ボランティアの登録が始まっており、今後は体制の整備について検討していきます。 災害時以外の緊急事態においても、早期の対応が図れるような基盤づくりと地域による見守り活動を更に推進します。	

活動事例

いざというときの支援体制 「災害時要援護者避難支援プラン」に基づく事業

災害が発生したときや災害の恐れがあるとき、支援が必要な高齢者や障害のある人などに対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが地域の中で速やかに行えるように、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。さらにこのプランに基づき、災害時に家族などの支援だけでは避難することが困難な方を対象として避難行動要支援者登録制度を設置し、いざというときの支援体制を進めています。



京丹後市防災訓練にて要援護者の避難誘導訓練を実施

活動事例

交通安全啓発事業の実施

交通事故防止の徹底と交通の円滑化を図るため、関係機関と協力して交通死亡事故ゼロを目指しています。そのため、小学校や老人クラブなどを対象に交通安全教室を行うなど、様々な交通安全対策を行っています



小学校にて交通安全教室を開催

活動事例

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

地域に住むすべての人が、安心して生活できるまちづくりを進めるため、行政、警察、市民、事業者、各種団体などが連携し、それぞれの役割に応じて、できることから始める防犯活動を展開しています。



街頭での防犯啓発活動を実施する
京丹後市防犯委員会のみなさん

具体的な取り組み

(4) 子育て支援、高齢者などの見守り

少子化により、地域での子どもが少なくなっている中、核家族化や親の就労により、子どもを見守る時間が少なくなっています。しかし、子どもは地域の宝であり、次代を担う子どもたちを地域の中で見守ることが大切です。

また、地域における孤立・孤独を防ぐためにも、地域での見守りや相談体制を充実し、自殺対策に取り組むとともに、身近な地域の相談役である民生委員・児童委員が中心となり、地域ぐるみで事故や犯罪に巻き込まれないような取り組みが必要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	2-(4)-①	子育て支援においては、「ファミリー・サポート・センター」や放課後児童クラブなど様々なサービスの充実と併せて、地域でも公民館などを活用した居場所づくりや高齢者による見守りなど、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。 また、ひとり暮らしや障害のある人、また日中一人となる高齢者に対し、常日頃地域に暮らす人たちが訪問したり、地域の行事に参加を促す活動を支援します。	長寿福祉課 障害者福祉課 子ども未来課 社会福祉協議会
①	地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援		
管理 番号	2-(4)-②	自殺につながる暮らしの中の不安や、孤独感の解消に向け、「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」における協議内容をもとに、地域での見守り体制の支援、相談窓口へつながるような支援を図っていきます。	健康推進課
②	自殺予防の取り組み		
管理 番号	2-(4)-③	民生委員・児童委員の役割は、社会情勢における諸課題への対応など、ますます多様化し複雑化しています。プライバシーの問題に配慮しながら、見守りによる訪問活動の充実など、地域福祉の担い手として、地域住民と連携できる環境づくりの推進を図ります。	生活福祉課 各市民局
③	民生委員・児童委員活動の充実と支援		

具体的な取り組み

(5) 権利擁護の推進

認知症や精神・知的障害で、物事の判断能力が十分でない人が自立した地域生活を送るためには、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援などが必要です。また、高齢者人口の増加により、権利擁護や成年後見制度の相談件数、利用者の増加が見込まれています。利用者の立場を尊重し利用者の権利が侵害されないよう、普及啓発や相談窓口をより一層充実する必要があります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	2-(5)-①	日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理が自己の判断で適切に行うことが困難な方が、安心して適正に福祉サービスを受けることができるよう、権利擁護に関する普及啓発や相談窓口の充実に努めます。	長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
①	権利擁護に関する普及啓発		
管理 番号	2-(5)-②	認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、安心して福祉サービスが利用できるよう、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに利用支援を行います。	長寿福祉課 障害者福祉課
②	成年後見制度の普及啓発		

活動事例

「福祉サービス利用援助事業」(社会福祉協議会)

社会福祉協議会では、知的障害者や精神障害者、認知症の高齢者などが、地域で安心して暮らし続けられるよう、日常的な金銭管理や大切な書類の預かり、福祉サービスの利用手続きなどを行う「福祉サービス利用援助事業」を実施しています。

相談を受けた専門員は、本人の意見を尊重しながら支援計画の作成・契約をします。その後、生活支援員が定期的に利用者宅などを訪問し、生活上のアドバイスや、相談に応じた金銭の払い出しなどの援助サービスを行います。



利用者や家族に寄り添って援助を行う生活支援員

基本目標3 ふれあいの場所づくり

取り組みの方向

ふれあいの場所づくり

(1) 身近な公民館や空き家などの利用

(2) 地域でつくる交流の場づくり

(3) サロン活動の充実

(4) 福祉ふれあいの場づくり

▶ 優先的取り組み

主な事業・活動	現状値 (平成 22 年度実績)	事業目標 (平成 24 年度～平成 28 年度)
世代間交流の場の確保 小地域いきいきネットワーク事業 における世代間交流の推進 ※本事業は、実施地区が「福祉学 習」か「世代間交流」のどちらからを 選択し実施するもの	小地域いきいきネットワーク事業 実施地区: 101 地区 うち、 世代間交流実施地区: 67 地区	世代間交流を通じた地域活動の場 づくりと開催支援を行い、実践事例 について情報提供をするなど、更なる 事業の充実を図る。 実施地区: 110 地区 うち 世代間交流実施地区: 80 地区
地域ふれあいサロン活動の充実	実施地区: 83 地区 実施回数: 822 回 延参加人数: 15,095 人	実施地区へ継続した支援を行い、サ ロン活動の充実と強化を行う。 実施地区: 90 地区 実施回数: 860 回 延参加人数: 15,500 人

具体的な取り組み

(1) 身近な公民館や空き家などの利用

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。またその活動拠点は、地域住民に身近で気軽に集える場であることが重要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	3-(1)-①	住民自身の手による拠点づくりを支援するとともに、既存施設の有効活用による拠点づくりを進めます。また、地域住民のニーズに応じたサービスの実施や、地域福祉活動の拠点としての交流とコミュニケーションの場の提供に努めます。	生活福祉課 社会教育課 社会福祉協議会
①	ふれあいの場所の確保		
管理 番号	3-(1)-②	公民館、集会所、空き家などの既存施設のほか、未利用施設を活用できるよう所有者や関係機関と調整し、利用促進を図ります。	生活福祉課 社会教育課 社会福祉協議会
②	未利用施設などの活用		

活動事例

地域の公民館などで健康講座を開催

地域や団体などの依頼により、保健師や運動講師が公民館などに出向き、健康講座を実施しています。地域の中の身近な公民館や集会所は、誰でも集まれるふれあいの場として利用されています。



運動講師の指導による健康体操

具体的な取り組み

(2) 地域でつくる交流の場づくり

地域において子どもから高齢者まで、お互いが交流し地域でのつながりを育むためにも、身近で誰もが気軽に利用できる場づくりが必要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	3-(2)-①	公民館などの既存の施設に限らず、田畑や山林など野外の場所を活用した交流など、地域での新しいふれあいの関係を築き、様々な福祉ニーズに対応する集いの場所、憩いの場所づくりを進めます。また、地域住民の自主的で自立した取り組みを支援し、新しい交流の場づくりを推進します。	生活福祉課
①	地域の手による拠点づくり		
管理 番号	3-(2)-②	子どもたちや子育て中の親子が、安心して気軽に立ち寄ることができる場所や、子ども同士や親子が交流できる居場所づくりに努めます。	生活福祉課 子ども未来課 社会福祉協議会
②	子どもの居場所づくり		
管理 番号	3-(2)-③	地域の中でお互いが理解しあいながら支えあい、助けあい、ふれあっていくため、あらゆる世代が身近な場所での取り組みや行事を通じて、気軽に交流を深められるような世代間交流の場づくりを支援します。	生活福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
③	世代間交流の場の確保		
管理 番号	3-(2)-④	公民館などを利用した出前相談方式など、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所を検討し、併せて関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。 また、身近な生活課題と、その課題解決に向け、各地域で定期的な地域福祉に係る懇談会が開催されるよう支援していきます。	生活福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
④	気軽に相談できる場所づくり		

具体的な取り組み

(3) サロン活動の充実

社会福祉協議会や地域の自主的な取り組みの中で、様々なサロン活動が行なわれています。サロン活動を継続して実施していくためには、魅力あるサロンづくりを行い、新たな担い手を確保し地域全体で活動を支えていくことが必要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理番号	3-(3)-①	ひとり暮らしの高齢者をはじめすべての人が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるように、それぞれの地域において地域に合ったサロン活動やふれあいの場づくりを支援していきます。	生活福祉課 社会福祉協議会
①	地域ふれあいサロン活動の充実		
管理番号	3-(3)-②	高齢者や障害のある人のサロン活動などは、お互いにつながりが持てる、気軽な集い・憩いの場となっています。孤独感の解消や家庭介護の負担軽減にもつながるような活動の育成・支援を行います。	長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
②	高齢者や障害のある人のサロンなどの育成支援		

活動事例

ふれあいサロン活動

地域住民の身近な公民館などで地域のボランティアが企画・運営し、人と人とを結ぶサロン活動が実施されています。サロンではゲームや歌、健康体操などを通して、生きがいづくり、仲間づくりの輪が広がり、また地域での支えあいの場となっています。



サロンにてフラワーアレンジメントに挑戦する参加者の皆さん

具体的な取り組み

(4) 福祉ふれあいの場づくり

地域住民がふれあい、交流する活動拠点は、高齢者や障害のある人が気軽に立ち寄れる場所、子どもと高齢者が交流できる場所など、様々な機能が求められており、地域の誰もが利用でき交流できる場づくりが必要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理番号	3-(4)-①	健康づくり講座やイベントの実施、地域福祉セミナーや交流会の開催、学校や福祉施設との交流、市民ニーズに応じた講座の開催など、学びや交流の場づくりを進めます。また、NPO法人 ^{※9} やボランティアの主体性を尊重し、交流の場づくりにおいて自主的な活動を支援します。	生活福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
①	集い、憩い、学びの交流の場づくり		
管理番号	3-(4)-②	将来の地域の担い手となる子どもたちを地域で豊かに育てるためには、身近にある地域の福祉施設や学校などを利用し、地域住民とともに学び、交流することが有効です。今後も更に福祉のふれあいの場づくりを支援していきます。	生活福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
②	学校や福祉施設での交流		

活動事例

小学児童と地元地域との交流事業

市内の各小学校では、地元地域との交流事業を積極的に進めています。学校と地域が一緒になって開催する運動会や文化祭、地域の高齢者が昔の遊びを通して児童とふれあう授業など、様々な交流の場づくりが進められています。



地元老人会の協力により、毎年新春に行われる「左義長（どんど焼き）」 【峰山町・五箇小】

基本目標4

自立を支える環境づくり

取り組みの方向

自立を支える環境づくり

(1) 大切な健康と生きがいづくり

(2) 移動手段、交通手段の確保

(3) 社会参加を目指すノーマライゼーションなどの推進

(4) 思いやる心を育む環境づくり

優先的取り組み

主な事業・活動	現状値 (平成 22 年度実績)	事業目標 (平成 24 年度～平成 28 年度)
大切な健康と生きがいづくり ・京丹後市健康づくり推進員の 育成と支援	健康づくり推進員: 232 人 研修会年 8 回開催	研修会の実施により、健康づくり推進員の資質向上を図るとともに、更なる推進員の育成を行う。 研修会: 年 12 回開催
移動手段の確保(外出支援サービスの推進) ・福祉有償運送事業の充実	利用登録者数: 643 人	関係機関との連携を図りながら事業の啓発を行い、利用者のニーズに対応した運行体制の充実をめざす。 利用登録者数: 800 人
人権尊重の意識を育てる	セミナー開催 7 回 人権学習会開催 8 回 人権学習会参加者数 1,133 人	引き続き人権講演会やセミナーなどを開催し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進する。 セミナー開催 10 回 人権学習会 10 回 人権学習会参加者数 1,600 人

具体的な取り組み

(1) 大切な健康と生きがいづくり

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取り組みをより一層充実させていくことが必要です。

また、高齢者や障害のある人が就労の機会を持ち、自身の持つ力を発揮することは、生きがいや働く喜びを見出していくことにつながります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理番号	4-(1)-①	地域の中で無理のない福祉活動やボランティアに取り組むことは、自己の生きがいや喜びのほか、健康づくりにも役立つと考えられます。 また高齢者にとっては要介護とまらない予防の施策にもなります。 健康づくりと合わせた地域福祉の取り組みを更に推進していきます。	生活福祉課 長寿福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
①	健康・介護予防とボランティア		
管理番号	4-(1)-②	高齢者や障害のある人が自ら地域に貢献できる機会を見つけ、就労につながるよう支援していきます。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課
②	就労と生きがいづくり		

活動事例

「健康づくり推進員」の活動事業

市民の「自らの健康は自ら守る」意識を高め、健康増進及び健康長寿をすすめるため、地域の健康づくりリーダーとしての健康推進員制度を創設しています。委嘱を受けた健康づくり推進員は、市民の健康な生活を推進するため、積極的な活動を行っています。



健康づくりの啓発をする推進員

具体的な取り組み

(2) 移動手段、交通手段の確保

公共交通が不便な地域の人たちは、自ら車による移動ができなければ、外出が困難です。また、福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければサービスを利用することができません。高齢者や障害のある人などが円滑に利用できる公共交通機関の促進や外出支援サービスの推進が必要です。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理番号	4-(2)-①	高齢者人口の増加により、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増加しています。特に高齢者や障害のある人などにとっては、公共交通は移動手段としての重要な役割があるため、市地域公共交通会議などでの様々な協議を通じて、より便利な公共交通体系の構築へ向けて取り組みます。	企画政策課 長寿福祉課 障害者福祉課
①	公共交通機関の充実		
管理番号	4-(2)-②	高齢者や障害のある人などが安心して移動ができるよう、ボランティア団体やNPO法人、民間運送事業者などと連携し、ガイドヘルパーの充実や福祉有償運送事業の活性化を図るなど、外出支援サービスを充実させます。また、地域にサービスを届ける仕組みについても検討していきます。	長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
②	移動手段の確保 (外出支援サービスの推進)		

活動事例

福祉有償運送事業

社会福祉協議会では、おおむね65歳以上の高齢者または身体・知的・精神に障害のある人で、一人で公共交通機関の利用ができず家族による送迎ができない方を対象に、外出支援サービスを実施しています。医療機関への通院や入退院、公共機関での手続きなどによる外出を支援します。



病院への通院に利用

具体的な取り組み

(3) 社会参加を目指すノーマライゼーションなどの推進

地域の人たちがいつまでも安心して暮らしていくためには、様々な場所における安全なまちづくりとともに、障害のある人にも安心して社会参加できる環境整備が必要です。

また、高齢者や障害のある人などに対する思いやりや優しい心づかいが大切であり、理解だけでなくその気持ちを行動に移すことが重要であり、特別扱いすることなく、共に暮らすことができるような地域社会をつくる必要があります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	4-(3)-①	高齢者や障害のある人などすべての人が、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりが大切です。関係機関や関係団体との連携を深め、公共施設などのバリアフリー化を推進します。 また、高齢者や障害のある人の安全を確保し事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。	障害者福祉課 都市計画・建築住宅課
①	利用しやすい安心・安全な公共施設などの整備		
管理 番号	4-(3)-②	ノーマライゼーションの視点を取り入れ、子どもや高齢者、障害のある人にかかわらず、地域で生活するすべての人が生きる喜びを感じ、社会活動に参加でき、安心と尊厳を持って暮らし続けられる地域社会を目指します。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
②	ノーマライゼーションの考えに基づいた社会づくり		

活動事例

KTR 峰山駅東口のバリアフリー改良工事

平成 22 年度、北近畿タンゴ鉄道（KTR）峰山駅東口から上りホームに車椅子での進入・乗降ができるように、進入通路とスロープの設置工事を行い、バリアフリー化を図りました。



進入通路とスロープが設置された峰山駅東口

具体的な取り組み

(4) 思いやる心を育む環境づくり

社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と他人を思いやり、お互いが助け合う精神にあります。こうした人権尊重の意識を高め養うため、子どもを含めたすべての市民に対する福祉教育は大切なことです。

学校や地域において、様々な機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることを理解する必要があります。また、福祉教育や福祉の体験学習などの取り組みは、一人の人が人として大きく成長するきっかけとなるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけとなります。

▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
管理 番号	4-(4)-①	地域福祉の推進にあたっては、支援を必要とする人たちが人として尊重され、人間としての尊厳を持って自立した生活を送れることが必要です。 地域において、福祉への理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立しお互いを認めあい、国や文化が異なる人々も含め、共に生きる地域社会の実現に努めます。	市民課 子ども未来課 社会教育課 社会福祉協議会
①	人権尊重の意識を育てる		
管理 番号	4-(4)-②	次代を担うリーダーとなるべき子どもたちが地域福祉の大切さについて理解を深めるため、学校の総合的な学習の時間を活用した福祉教育を推進します。	子ども未来課 学校教育課 社会福祉協議会
②	福祉教育の推進		

第6章 計画の推進に向けて

1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、事業者やNPO、行政、社会福祉協議会や学校など、そして、児童から高齢者に至るまでの幅広い人や団体の協働によって実現します。中でも、地域住民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

一方、福祉のあり方が、措置から利用者本位の契約に変わる中で、福祉サービス事業者も地域福祉に果たす役割が大きくなっています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民をはじめ、事業者、各種関係団体、NPO、民生児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。

2 社会福祉協議会との協働

地域福祉計画における施策の推進には、社会福祉協議会の役割は大きなものがあります。社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となっています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図るとともに、あらゆる課題に対してお互いに協働して、本計画の推進を図ります。

3 計画の推進状況の把握

本計画の推進を図るため、「支え合いの地域づくり推進委員会」を引き続き設置し、本計画に掲げる基本理念「ささえ愛、たすけ愛、ふれ愛のまち 京丹後」に基づき、市民参画の下に、支え合い、助け合える具体的な事業の実施を検討し、施策や事業の実現を目指します。また、同委員会では、計画の進捗状況について把握するとともに、新たに評価・検証を行い、他計画との調整を図りながら本計画の円滑な推進に努めます。

用語解説

1. 協働（P 1）一般的には、「同じ目的のために、協力して活動すること」を意味する言葉ですが、この計画においては、まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってともに協力して、取り組むことを意味します。
2. バリアフリー（P13）「障壁」がないこと。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような場所、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度上のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方をいいます。
3. 成年後見制度（P13）認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行ないます。
4. ノーマライゼーション（P24）障害のある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活するすべての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通（ノーマル）の社会であるという考え方をいいます。また、そのような社会をつくろうとする理念のことをいいます。
5. ワンストップサービス（P31）一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスをいいます。特に、様々な行政手続きを一遍に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。
6. NPO（P33）「民間の非営利組織・団体」のことで、市民が社会にあるさまざまな問題に対して自発的・主体的に取り組み、活動している公益かつ非営利の組織・団体。
7. 自主防災組織（P33）大きな災害が起こった時、消防署などで対応できない場合、「私たちのまち是我们で守る」という連帯感のもとに、自主的に結成されたものです。
8. 福祉サービス利用援助事業（P33）福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に行なうことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組みです。
9. NPO法人（P55）NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体を特定非営利活動法人。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行なう組織・団体。